

第一回 参議院内閣委員会会議録第十六号

(二五五)

昭和三十五年四月五日(火曜日)午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

増原 恵吉君	中野 文門君
伊藤 顯道君	
横川 正市君	
伊能繁次郎君	
大谷 謙潤君	
木村篤太郎君	
小柳 牧衛君	
下條 康麿君	
下村 定君	
一松 定吉君	
松村 秀逸君	
鶴園 哲夫君	
山本伊三郎君	
辻 政信君	
大蔵大臣 農林大臣	佐藤 栄作君
農林大臣	福田 起夫君
國務大臣 中曾根康弘君	
國務大臣 益谷 秀次君	
政府委員 総理府総務副長官	佐藤 朝生君
科学技術省政務次官	横山 フク君
科学技術省長官	原田 久君
計画局長官	久田 太郎君
大蔵省主計局給与課長	船後 正道君

農林政務次官 大野 市郎君
農林大臣官房長 斎藤 誠君
農林省農地局 総務課長 日比野健児君
農林省蚕糸局 系政課長 筒井 敬一君
会専門員 杉田正三郎君

説明員

常任委員

専門員

事務局側

事務員

事務所

であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る三月三十一日予備審査のため本委員会に付託されました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聽取いたします。

○國務大臣(益谷秀次君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、三月十一日付をもつて人事院から政府に対しまして、さきに今国会に提案いたしました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案と対応して国家公務員の身体障害者等に対する保護の改善をはかるため、國家公務員災害補償法の一部改正について申し入れがありましたので、政府におきましては、この申し入れに基づき、かつ、特別職の職員についての同様の改正をもあわせ行なうこととして、今回の提案となつたものでござります。

改正の第一は、国家公務員災害補償法の一部を改正いたしまして、公務による身体障害の程度の重い者、具体的に申しますと、補償法では身体障害の程度を一級から十四級までに区分して、従来の一時金にかえて年金を支給

改正の第二は、特別職の職員に関する措置であります。従来、後に述べますところの、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律によることとされておりました特別職の職員の公務災害補償については、今後右の応急措置法によらないこととし、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正しまして、一般職の職員の例によりこれを行なうこととしようとするものでございます。

改正の第三は、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部を改正いたし、船員である職員について次に述べるような改正を行なおうとするものであります。

すなわち船員の災害補償につきましては、従来国家公務員災害補償法によらずに、海上保安庁の海上保安士及び防衛庁の海曹以下の職員には、ただいま述べました応急措置法による一時金

し、もって保護の万全を期したいといふこと、及び公務による負傷または疾病が三年を過ぎてもなおならない場合には、従来は、その後の療養費の支給にかえて一時金を支給する打ち切り補償の制度がありました。これを廃止しまして、そのような場合にも、完全になおるまで国の責任で療養を続けるようにしようとするものであります。この二点がおもな改正でございます。なお、この改正によりまして、身体障害者について、同一の事由により共済制度その他の年金制度に基づく年金との併給関係が生じますので、このような場合について二重の国庫負担を避けるための調整措置を講ずることといたしております。

としての補償が行なわれ、その他の船員である職員には、船員保険法の規定による災害補償としての障害年金が支給されることとなつておりますので、今回この応急措置法による職員について、一般の職員と同様に年金を支給することとしたいということでありまます。

○委員長（中野文門君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先日に統一して質疑を行ないます。政
府側出席の方々は、大野農林政務次
官、斎藤農林大臣官房長、和田農林大
臣官房文書課長の方々でございます。
質疑のおありの方は、順次御発言願い
ます。

〔速記中止〕

○鶴園哲夫君 農地局の問題について伺いたいのですが、農地局は、御承知のように、全国に直営事業所を

九十カ所ほど持つておられます、この九十カ所ほどの直営事業に従事しておる公務員について伺いたいのであります。事業所に従事しておる公務員の定員外の数と、それから定員外の常

勤、非常勤、さらに農地局の場合は特に期間雇用という公務員がいるわけであります。定員内と定員外とがほぼ半数ぐらいになつておる。政府としても定員外職員を、できるだけ定員内に繰り入れるという努力を重ねて来られておるにかかわらず、なお農地のこの事業所関係で見ますと、定員外と定員内がほぼ半数ぐらいである。しかも、この九十カ所の事業所といふのは、農林省の予算の大部 分を食うところである。一事業所で一億、二億、三億、四億という経費を使っておる事業所、その事業所に従事しておる公務員が、半数が、半数近く者が定員外である。こういうことについて、農林省としてはどういうふうに考えておられるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(斎藤誠君)　ただいま農林省の定員構成におきまして、あるいは定員内職員がある、あるいは定員外職員があるということに対しまして、どういう方針で農林省は臨んでおるか、こういう御質問のように承ったのであります。鶴園委員、御承知の通り、現在、公共事業、農地局関係のやつておられます公共事業におきましても、あるいはそれ以外の事業におきましても、一般的な今の人員構成といたしましては、いわゆる定員内職員があり、さらに常勤的な公務員があり、さらにまたその下に日々雇用の人夫がある。こういう四段がまえの構成になつて、このと御承知の通りでござります。

一般論としてまず申し上げますならば、われわれといたしましては、当然必要な人員につきましては定員要求をして進めていきたいというのが、本来

の建前でございまして、そういう意味におきましては必要な定員要求を本年度におきましてもいたしたのであります。ただ、そのほかに今御指摘になつた点は、つまり定員外の職員が相当占めていることについての措置をどうするか、こういう御質問のように承るのあります。これにつきましても、鶴園委員よく御承知の通りだらうと思ひますが、われわれといたしましても同じような勤務条件であり、同じような仕事に従事しているような者につきましては、これを定員内の職員と区別する理由に乏しいという意味におきましては、定員内に職員を繰り入れるということを、農林省としては努力いたしているのであります。ただ、現実問題としては累次にわたりまして定員内の繰り入れをいたしたのであります。現在におきましては、なお相当の定員外職員があることは事実でございまして、御指摘のように、農地事務局をとつて見ますと、定員内職員が四千二百五十五名、常勤労務者が七百九十六名、常勤の非常勤が約一千名という数字が現に出でるわけでございます。で、さしあたり、現在のこののような状態に対しまして、農林省いたしましては、同じような勤務条件にある者についての定員内の繰り入れという努力をはかつておるわけでございますけれども、一番本問題についての問題としてござりますので、また、待遇等におきましては、常勤労務者につきましては、これまで予算定員もきまつておるわけでござりますので、常勤労務者につきましては、これの処理については、比較的簡単な考

え方をとることができますのでありますけれども、常勤的非常勤職員というのは、御承知のように、公共事業でありますと、事業費支弁になつておる。従つて、その年々の事業量の変動に伴いまして、どうしてもその間、常勤的非常勤職員あるいは人夫給で雇うべき職員の変動があるというのはやむを得ないわけであります。そこで、本来ならばが支払われるということになるわけでありますけれども、現実にはこの常勤的な職員の常勤化する傾向が出てくる。そこで、まあそういう職員についてどういうふうに取り扱うかという点が問題であることも、御承知の通りでございまして、われわれといたしましては、同じような事務を取り扱う者については、同じような待遇にするべきであるという観点から、農林省としましても、その中におけるいろいろの取り扱いについて、秩序づけたいという視点でいろいろの措置を講じておりますけれども、基本的には、今申しましたような事業量の変動に伴う人員の増減というふうな問題につきまして、これを一律に定員化すべきかどうかといふような問題がございまして、本来このようなものにつきましては、恒常的一貫的な定員化ということもできないのではないかというふうな意見もあるくらいでございますので、一番この取り扱いについては、現実問題としては非常に困つておるのであります。今申しましたような考え方といたしましては、同様な扱いができるものは同様な措置を講じて参りたい、こういう考え方を持っておるわけであります。

○鶴園哲夫君 今の官房長の、事業量の変動に伴つてというところに問題があるようなお話しでありますたが、この点については、あとでお伺いたしたいと思ひますが、私が申し上げましたのは、農地事務局あるいは農地局を限りとして申しておるのでなくして、農地の事業所、九十近くありますところのこの事業所の運営において問題があるんじゃないのか。その事業所が、御承知の通りに、土地改良なり、あるいは干拓なり、開墾なりという事業をやっておるわけです。その事業所にあって、半数近いものが定員外職員だ、その事業所で二億、三億という大きな経費が使われて行なわれているじゃないか、そういう点を私は申し上げておるわけです。で、農地局限りで申し上げているのではなくて、事業所として考えた場合に、非常に定員外職員というものが多過ぎやしないか。で、過去二回において、できるだけ定員内に入れるような努力も政府として行なつたわけあります、半数近いものが定員外だ。しかも、これが非常に重要な金銭的な面においても、非常に大きな役割を果たしているという点を私は申し上げているわけです。ですから、一般論で解消できないのではないかと思われる。いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) ただいま私の申し上げました農地事務局の数というのは、もちろん事業所も含まれた数でござりますけれども、確かに御指摘のような事務局の現在人員の中で、さらに事業所の数をおあげになつたのだと思ひますけれども、私の申し上げましたのは、私の申し上げました農地事務局の数とい

局単位におきましても、そういったような構成に現実なつておることも事実でございます。で、これは今申し上げましたように、われわれの措置といいましては、できるだけ定員内に繰り入れる努力をいたして参りたい。それから第二は、かような常勤的な形をとつておる職員については、今後一氣に定員化できないとしても、機会あるごとにそういう努力をするという意味におきまして、はつきりと雇用の際に、同一の性質あるいは同様の勤務条件にあるものについては、常勤化を切めからするというふうな前提のもとに、ついて努力するというふうな措置をとりまして、そうしてこれは優先的に定員化をはかつていくようにしていきたくあります。これにつきましては、最近の常勤的非常勤職員の定員化をはかる、さらにその後における日々雇用の人夫賃でまかなわれる人員があるわけであります。これにつきましては、われわれの方といたしましては、これら職員が無秩序にふえる、特に事業部門の増減に伴う人員の増減というものが行なわれるというようなことは、結局常勤的非常勤職員の定数を固定化しないといふ面がありますので、そこで、これらの職員の採用については、登録する職員の制度を設けるという措置を、ことしばらくとつておるわけになります。そういう結果といたしまして、今御指摘になりましたよな意味におきまして、事業の性質によりまして人員が相当ふえが相当地になつたということも事実でございます。これは先ほど私が申し上げましたよな意味におきまして、事

る、あるいは季節的な需要に応じて何時も用せざるを得ない。そういう人が定員化自身の扱いを今後どうしていくかというふうな基本的な問題の取り扱いとも関連して解決していくなかで、内職員と同様の性質を持つておるということで、また、定員化の要求が行なわれるということになりますと、結局定員化自身の扱いを今後どうしていくかというふうな意味におきまして、今後検討していく必要があると思います。

われは誠意をもってやらなければならぬ。いやないかと思うのですけれども、思ふんです。が、予算を使って仕事をする公務員の問題について、もう少しいきり立つて仕事をやろう、一億の予算がついて仕事をする。あるいは八千萬の予算がついて仕事をするという事態では、新しく発足して、二十二名の職員が、責任が定員外職員として事業が発足するということでおる、あるいは八千萬の予算がついて仕事をするといふうに考へなければならぬことじやないかと思ふのですが、どういうふうにお考へになつておるか、お伺いいたしたい。

○委員長(中野文門君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘の通り、われわれといたしまして必要な事業に伴う期間要員としての定員要求については、従来といえども努力いたしましたが、ことしおきましても、百四名の公共事業の増に伴う定員要求をいたしましたのであります。今御指摘になりました新事業所におきまして、定員外職員が多いというのは、これは事実でござりますが、これは先ほど申し上げましたように、それ以外に、現在定員が相当ある。それをまずわれわれは初めから定員を配置すべきであります。従つて新しく入ってくる者につき職員が相当ある。それをまずわれわれはしまして、必要な期間要員は、もちろんこれども、やむを得ず事業費支弁の

第一部分 内閣委員会會議録第十六号

昭和三十五年四月五日
〔參議院〕

用という形をとらざるを得ないというのが現状でございます。従いまして、今後の方針といたしましては、まず今までの中におきましても、定員化すべきものは定員化し、今後の措置につきましては、もちろん同様の性質のものについて、定員化すべき者については、当初より事業量の増に伴つて要求すべきはもちろんであります。先ほどちょっと申し上げましたように、本来公共事業というようなものにつきまして、当然そこに定員内と、それから事業の遂行上必要な定員にかわる採用といったようなことが行なわれる場合に、どうこれを今後調整していくかという問題が実は大きな問題として残つておるわけであります。これらの基本的な問題の考え方とあわせて、われわれとしても検討いたして参りたい、かように考えておるわけであります。

が定員外、しかもそのまた内容を見ますと、新しく発足する事業所ほど圧倒的に定員外職員が多い、昨年発足いたしました事業所を見ますと、八ヵ所ほどございますけれども、これは定員外職員が圧倒的です。そこで、一億なり八千万なりという金が使われて、現実にそういう定員外の職員の人たちが、公共事業を監督し、あるいは計画を立て、いろいろな事業を遂行しておる、こういう実情だと思うのです。これは農地局の補助金あるいは農地局の予算を取るということ、土地改良の予算を取るということ、農地の生産の基礎を拡大するということで予算を取ることについては、非常な努力を払われるのありますけれども、こういう金を使つて現実に仕事をやる公務員の面については、今私が申し上げたような実情になつておる。こういう点について、大臣の所見を承りたいと思うのです。

○鶴園哲夫君 大臣は、こういうこまかい、しかも私たちにとってみれば、あるいは、実際仕事に従事しておる農林省の公務員にとってみれば重要な問題について、こまかいことでなければ、もう少し御質問を申し上げたいと思いますが、この農地局の事業所には、非常に期間雇用というのが多いのです。これは十ヵ月雇用なんです。雇用いたしまして十ヵ月たちますと首を切る、そうして二ヵ月たちまして、また雇用する、そういう期間雇用というのが非常に多いのです。で、事業所といいますと、五百八十三名、この事業所に従事しておる職員の中の三割近い者が、こういう形になつておる。これは單に人夫みたいな者じゃないのですが、学歴のある者です。これは、実際の事業所の仕事をやつている者です。その中に、期間雇用というのが、三割近くいるということじゃ非常にまずいのじゃないかと思うのです。農林省における期間雇用というのは、特に農地局の現場に圧倒的に集中しておるわけです。十ヵ月たちますと首を切る、そういう制度です。せっかくなれたところで首切らんならぬ、それで、切つてその仕事が済むかというと、そうじやなくて、また雇わなければならぬ、こういう制度ができる。これは去年からできあがめです。大臣は御承知ないかもしませんが、行政機関職員定員法という、定員法々々々といつておりましたら、この定員法によりますと、二ヵ月以内の期間を定めて雇用される者、これは定員じゃないというふうにしてある、ところがこれは十ヵ月雇用なんです。しかも十ヵ月で首切って、また

雇うというのです。できるならばずっと継続して使いたいのだけれども、定員法というものがあるので、もぐつておるわけですね。そういうようなもぐり方は、どういうふうにもぐつておるかというと、日々雇用だといふ、毎日雇用して十ヵ月雇うのだとこういふ。そして二ヵ月雇用をはずして、毎日毎日雇つて十ヵ月たつたら首切る。二ヵ月たつたらまた雇うのだ、こういう法の精神をもぐつたような存在、しかも、それが新しくできた事業所なんかにこれが主体をなしているのです。そういう、これは大臣も土地改良事業と林省の一枚看板みたいな重要視され、そういうのは、非常に重要視されておる、農林省の一枚看板みたいな重要視されているその事業をやつているところがこいつのことではどうにもならぬのじやないかと思うのですが、もつと大臣はそういうた問題について関心を持つていただきたいと思う。土地改良予算を取ると同時に、こういう問題についても十分なる関心をいただきたいと思います。それについて御所見を承りたいと思います。

いということで、日々雇用の中におきまして常勤的非常勤職員の中で特に登録いたしております。それによりまして今後人夫賃でまかなえるものが常時また常勤化する。そしてそれがまた、定員化の対象になるということを整理いたしたい、こういう考え方をとっております。ところが、そういう考え方に基づきまして、常勤的非常勤職員の採用を登録されるべき常勤的非常勤職員はできるだけこれは抑制していくべきです。そして本来は定員で要求していくたい、こういう考え方をとつておるわけでございます。ところが、現実には事業の遂行上、どうしても人手が足らないということで雇うということでありますと、勢い常勤的非常勤といいますが、人夫賃で雇わざるを得ない。そこで、かような採用の場合におきまして、本人に将来ともずっと採用されると、人夫賃で雇わざるを得ない。しかし最大長くても十カ月までに作業はいたしたい、こういう考え方をもつてむしろ雇用者、雇われる者に対してもあら切の意味で実はそういう措置をとったわけでございます。しかし、この中にないというような者に対しましては、これらは通年の扱いをするという措置をとるという考え方をとつておる次第でございます。

For more information about the study, please contact Dr. John D. Cawley at (609) 258-4626 or via email at jdcawley@princeton.edu.

な条件になりませんか。あなたの言っているような言い方というのは、政府で定員法を作つておいて、そして定員内で仕事をすべきものが定員内でできぬから定員外に雇用者を雇うことはやむを得ない。それにその期待感を持たせない。なおかつ安定をさせたい。欲ばつて雇用をやるということは、いわばこの定員法というワクの中で仕事をするという矛盾を、これはいわば政府みずからが犯しているということになるわけですね。そしたらもし期待感という問題とか、安定ということを考えるなら、今言つたような人員を十二ヵ月に按分して常時雇用に振りかえしていく、こういうことで、仕事の方はそういうふうに十二ヵ月に割り振れなかという、これは計算上の問題になりますが、それは可能なんですか、可能ですか。どちらですか。

当然予想されるわけであります。その際、今横川委員の御質問は、そういう人間を雇うために、何か一年に延ばして恒常に事業をさせたらどうか、こういう御質問のように伺うのであります。が、われわれとしては、逆にそういう仕事は本来季節的なものが多いのですから、これを季節的なやはり扱い方にするのが当然じゃないか。そしてそれらの人方がかりに季節的なもののあるにかかわらず、たまたま工事が同じようなものであるから、通年われわれも定員内の職員として扱ってもらいたい、こういう期待感を与えることが、かえって本人に不親切じゃないかという意味におきまして、大体は二ヵ月雇用でありますけれども、六ヵ月さらには延びるとしても十ヵ月までしかこういう事業として扱えませんので、あるいは仕事の割り振りにおきましても集中的に一人でやるもの、数人雇つて集中的にこなしていくというような扱いをとつていった方が実際に合うのじやないかという考え方に基づいておるわけであります。

人夫としてお雇いになるのであって、ここにあがつて、いる四者は、そうじやない。たとえ事業量によつてどうだこうだおつしやつても、半數近くも事業所にこういう人がいるということは、何といつても理屈にならない。定員ができるだけ取りたいのだけれども、定員が取れないから、やむを得ず半數近くいる者がいる。さらに期間雇用など、あなたの言う親切でやられたと言う把柄雇用にしましても、これは三割近くもところによつてはおる。去年あたりできた新らしい事業所においては、これが主体をなして、いるということであつて、農業の基盤を拡大するという、拡充するといふ土地改良事業が進むはずはないぢやないか。ここでやつて、いるのですよ。仕事を。こういうことを言つて、いるわけです。認識が少し甘いのぢやないかと思うのですが、頭が政策に向かひ過ぎちやつて、こういう問題、そういうものをもつと考えなければならぬのぢやないかということですから、もう一回いいかげんな話ではなくて、はつきり答弁してもらいたい。おっしゃるような日々に雇ひ入れる者、あるいは集中的にやる者、あるいはは期間的に季節的にやる者はこのほかにいるのですよ。あまりにも多いじやないかということを言つて、いる。

で短期間にやつてしまふというような方法をとることによって、できるだけ人員の固定化を避けるということともしれわれとしては考えていきたい。仕事の性質が季節的なものと、それから本事は季節的ではないけれども、できだけ短期間に処理するというような方法によりまして、できるだけ労働能率を高め、また、人員の固定化を避けいくというような考え方を持つておられます。

それから基本的に今お話をありますた三〇%もそういう者がある、仕事の性質は同じだというような問題は、これは定員法で全部そういう者を吸収されるか、あるいは現在おる人間も定員からはずしてしまうかというような問題とも関連する問題でありまして、つまり土木事業みたいなものにつきましては、その事業を遂行する場合に、今く期間的用員という者が厳格に測定されれば別でありますけれども、今のところはそういうところに従事する者はすべて公務員ということになつておる。従つてそういう土木事業に従事するすべての者を定員化するか、あるいはすべての者を定員から対象をはずすかというような問題とも関連いたしておりますので、これらの問題につきましては、今内閣を中心に関係省においてどう今後処置すべきかということについて検討いたしておるわけでござります。

○横川正市君 ちょっとおかしい。

ひつかかるようですが、工事をやる場合にはその工事に携わる系統的なびんからぎりまでですね。行政部門では予算とか、それから人員の配置とかをやつてしまふし、それから現場部門では施

工関係一切と監督も含めていわば系統的な仕事のうちの中心的な仕事をする、そのほかは手足になつていろいろ工事の施工に当たる、そういうようないものを区分を今はつきりさせて、今までを公務員にしてどこまでを公務員以外だ、こういうふうにするかを検しているというふうに聞こえるのでどうが、そういう検討をしておるのでよいか。

○政府委員(高藤誠君) 言葉が足りなかつたのでございますが、公務員制度は全般について、内閣におきましては「公務員調査室を中心して検討しておると」ということは、すでに御承知の通りでああります。また、これに関連する一つの提案というものが公表されたことも御存知の通りであります。そういう中にございまして、つまり一般的な行政職そぞから特別職といったような分け方をするかうするかということは検討いたしておりますのであります。それからいま一回は、今後定員法の問題といたしましてはどういうふうな考え方をとるべきか、員の定員化をどのように今後考えて、くかという点を、別途関係省で協議、を設けて検討しておる、こういうことを相なつておるわけでござります。

以上二点でございます。

○横川正市君 前者は他の機会に検討するとして、後者の場合ですね。たゞえば人のむだのない配置をする場合に、一つの農地局が全県あるいは全市政区域にわたって仕事をする場合に、ある一人の監督者が行けば、そこでじを雇つて仕事が完全にできるというふとなれば、その仕事が終わればそれを雇用が解けますから、今度は乙

のところに移動する。そうすれば最も少ない人員で、いわば人件費という面では非常に節約をして仕事ができる。そういう考え方で今運営されておるのだ、こう聞こえるわけですが、その場合に、たとえば一つの仕事をするのに測量の機械を持って赤と白のボールを持ち回って歩くその人であっても、学歴とか、その他から言えども、いわば技術者に該当するような人、そういう人を多数雇っている場合があるわけですね。学歴でいえば、専門学校を出て、専門的知識を持つている。そしてボールを持つ者も、それから測量機をのぞく者も、いわば経験、学歴は同じだが、雇用条件が違うから公務員であり、人夫である。こういうことが何年間も放置されていいかどうかという問題も当然あると思います。仕事を促進するという行政部門を担当する者の能率的な人員の配置ということもあるだろうが、雇用の完全化からいけば、この問題はやはり相当検討しなければならぬと思う。それが農林省に非常に多いわけです。最近私どものところに陳情に来たのでは、九年間も同じ仕事をしているのに、依然としてまだ臨時でござりますと言う。そんなばかな雇用がありますね。最近私どものところに陳情に来たのでは、九年間も同じ仕事をしているのかと言うと、実際それは私がそなうのことを国が約束してやらなければならぬ。そういう面から考えてみても、非常に勤勉という者が多いいのではないか。これが鶴園君の質問だと思う。その辺のアンバランス、あんばいをどう

○政府委員(兼藤誠君) 御指摘の通り、農林省には常勤職員つまり定員外の常勤職員あるいは常勤的非常勤の職員の人夫給でまかなっている者が非常に多いわけであります。約一万五千名もいるわけであります。しかし、この前の段階におきましてすでに一万三千名程度の者が実は定員化されてきたことは横川委員御承知の通りであります。われわれといたしましても、まずこれらの常勤職員をできるだけ早く定員化したい、さらに常勤的非常勤職員につきましても勤務条件の同性質の者、また、長期に勤続しているような者はにつきましては、そういうふうな措置をとりたいということで、毎国会、毎予算のつど、努力をいたしてゐるわけございます。ただ現実の問題としては、なかなかそこまでいっていかないということです。考え方としては、なまなましくては、できるだけ定員化をはかっていただきたい、こういう考えでございます。

員、しかも、新しく発足する事業所は、期間雇用が主体をなしているということを、再度強調して農林省の善処を望みたいたいと思います。

それからもう一つは、この現場の仕事、事業所の仕事というのは、これは定員外常勤、非常勤、そして定期雇用、期間雇用この四者で日々の仕事が行なわれている。それ以外に季節的にあるいは何か仕事が忙しいときに、人夫を雇っているのだ。ですから仕事をのものは、恒常的な仕事としては期間雇用を含めて仕事が運営されているのだという点を、もう一ぺん私は申し上げておきたいと思います。

それから大臣が見えておりますので、農地局から少し飛びますけれども、どうも定員が取れないといふところから、農地の今の事業所なんかも、非常に困難をきわめているようと思うのです。今度ここに新しく出ておりますところの飼料検査所、この飼料検査所もこれは今まで畜産局の飼料課の分室としてあつたのですね。今度それを飼料検査所として独立させて、飼料は非常に重要な大きな問題になつてゐるので検査所として独立させたというのですね。ところが、定員は全然ふえていないのです。これでは単なる機構じりじゃないですか。今までの分室でいいじゃないですか。分室であつたもののを独立して検査所にしてしまつたけれども、定員は一つも変わらない。しかも東京だけである。札幌に置きたいい、神戸に置きたい、あるいは門司にも置きたいという、また置かなければ仕事にならないというのですね。にかかわらず、定員は全然ふえない。單なる機構じりじゃないか、こういうよ

うな気がするのですね。それから林野庁の問題が出ておりますが、林野庁なんかも今度菅林署が二つか四つはあります。しかし、定員は全然ふえております。ですから何かそういうふうに非常に問題があるように思いますが、これは一応おきまして、蚕糸の問題につきまして伺いたいのですが、一昨年ですね、で、実施になりましたのは去年からあります。が、蚕糸試験場の非常に根本的な機構改革をやつたわけです。それは中央に本場がありまして、それから大体ブロックごとに十の支場があつたわけです。その十の支場を四の支場に集中しまして、いわなれば相当退却をした、全面的な退却をした形の試験場政策になつたわけです。なお、今年もまた廢止する所が三ヵ所出でるわけです。これはもう御承知の通り養蚕という、この蚕業といいますか、これは最も日本の農産物の中では一番国際的な性格を持つてゐる。国際市場において競争する内容になつておるので。この養蚕一つをとつてみても、農林省が退却の姿勢をとっている。今後の自由化もそうであります。が、相当の農産物といふのは養蚕業と同じような条件に置かれるわけですか。どういうふうに退却の姿勢じやどうなことです。が、養蚕業そのものがずっと退却している。この試験場の問題を中心にして養蚕問題をどういうふうにお考えになつておりますか、伺いたいと思

○國務大臣（福田赳氏君）　蚕糸問題について、私どもが退却の姿勢というお話しですが、そういうことは考えておなことで昔のようには参りかねると思ひます。そういう昔、非常な勢いで蚕糸業が栄えておったころの体制というもの、これを集約化するということは私は当然考へていいと思ひます。ことに、適地適産主義ですね、そういうような観点から蚕糸の試験も集中化する。集中化することによって、これをむしろ強化することができるというふうに考へております。官庁の機構全体といたしまして、どうも鶴園さんあたりから、しそつちゅう官庁に勤めていた公務員が給与が低いというようなことを言われまするが、これはもうとにかく日本の役人というのはほつておけばだんだんふえる一方で、これでは給与をふやすというよくなことを私ども考へる場合におきまして、財政上から非常に支障が出てくると思うのです。同時に、これが膨大な財政となつて国の経済を圧迫するというようなことになりますので、私はできる限り官庁の役人といふものは必要最小限度にとどめて、そうしてしかも全能率を上げる体制が好ましいのではないかと考へますので、私ができる限り財政上してやつていこう、できる限り財政上の圧迫はこの面からは避けていきた

という考え方をとっているわけなんで
す。蚕糸業につきましては決して後退

率を上げていきたい、こういう考え方であるということを御了承願いたいと思います。

○鶴園哲夫君　集中というのは、非常所に集中されると、所を集中されると、さらに、ことし三十五年度より東海四県のセンターといわれました武豊を廃止する。さらに四国センターといわれました徳島にあるものを閉鎖する、廃止する。それは四国の四県の養蚕農民に暗い影響を与える、あるいは東海四県の静岡、岐阜、愛知、それに三重ですか、この四県の養蚕農家並びに県の蚕糸関係の機構というようなものについて不安を与える。一体農林省というのは、四国なりあるいは東海四県の試験場を廃止した地域における養蚕農家といふのはつぶしていくつもりか、見捨てるつもりか、こういう見解すら生れてくるのであって、何か問題に逢着すると、機構いじりをするというやり方に陥りがちではないか。おっしゃるように、集中ということありますけれども、いうなれば、やはり相当退却して本営を守るというような感じは否定できないと思う。十和田湖のこの間三人定員の廃止の問題が出ましたが、今度武豊一二、三名、四国十二、三名これが廃止になる。これはここに今上程にならなければいけませんけれども、そういう感じを与えているのじゃないかと思うのですが、集中している。この剩員、外に残った者は戦死してもよろしい、こういう印

○國務大臣(福田赳氏君) ですから、私は官庁の機構というのは、その時代の要請に応じてどんどん気軽に変えていったらしいだろうと思うのです。作っても任務を終了したとか、あるいはそういうふうな状況が好ましくないとかいうのも、これは一方においては存置する、他方においては人はどんどんふやせふやせと、これじゃ私はどの何というか、國際社會における日本の競争力というようなことは、とうてい出てこないと思う。やはりその重要度というものに応じて役所の方といふものは隨時彈力的に検討していかなければならぬというふうに考えております。私は申し上げておる通り、番政は決して私どもは後退しておりません。ただまあ、非常に昔蚕業は栄えておつた時代に、そういうものがあるのですから、そういうただいまの状態といいたしますと、大いに蚕業もこれからさらに強化しなければならぬけれども、それにいたしましても、これは集中をはかった方がよからうという見地からやるんです。ですから、そういうふうに御理解をいただき、御宣伝を願いたいと、おもしろいをいたしたいわけなんござります。

激にふえてきて、それがその国一つの産業の増進になつておる、これに会わせて国の行政は、たとえば道路をつけてそれに間に合うようにしたり、それからいろいろな意味で、便宜供与をするということで、サービスをするわけであります。いわば国家公務員といふのは、これはサービス機関であつて、昔のように天皇の官吏ではないので、だからそういう一般的の国の産業やら國力の増進に従つて、サービス機関である公務員といふのはあえていくことは、これは一向私は意に介さなくていいと思つてもいいと思うのですよ。ある商店が店員さんを三人雇つて、そらして仕事をやつておつた、五人にした、それでまだ足りないから、三輪車を購入しようとじやないか、こういうように國の国力に比例して、公務員といふものは、頭数といふものはそろえていくのだと思うのです。もちろん、そういう中関に携わる者にふさわしいとか、ふさわしくないとかいう問題が起つてきても、頭数が必要だということについては、國力の増進に従つて、サービス機関の公務員があえてくるのは当然だと思う。農林大臣の今のお話では、役人が野放団に人を雇つたがつて、まあいわば自分の机がでつかくて、自分から見おるす部下がたくさんいれば持がいいような、昔の天皇の官吏のようなの考え方でこれを同一視するということは、私は反対です。もつと現場の実情に合つた定員配置といふのを真剣に考えてもらわないと、お子らく農林大臣、毎日どれだけの決算をつけています。いわば國家公務員といふのを押されているかわかりませんが、あなたの持つている膨大もない機

ちの生活を安定せらるゝ上へ、将来終東されたものにしたいのだ、こう思ておつても、どこかでパイプが詰まて動きがとれなくなつておるようないろがあるわけです。それはあなたたるやうよう、役人は要らなくなればあつちへでもこっちへでも移していゝのだ、こういうような格好で、ほんとうに貫した政策の中では、貫してお仕をするいわゆる窓口とか、役人の配置というのに適正を欠いておつちや、それは私は國の産業といふものの基盤ができるこないと思うのですよ。あなたの、簡単にこれは要らなくなつたあつちへやう、こつちへやうと、うような考え方じや、非常に私は不安をしてその業務についておれないと、こういうふうに思うのです。もちろん私は人力車を自動車にするのは反対じや、人力車を自動車にする國の政策をやつてゐるのだから文句を言つうと、こういうふうに思われる面もあるかと思うのですが、やはり委員などは非常に古い伝統で、ただ需要が非常によく減つてゐる。減つて、そういう面からいろいろな不都合が今起つてきてゐるわけなんですが、そういう点もいゝいろ考慮はされますけれども、もつとしっかりとした國の窓口機関、サービスを十分にできる機関をしっかりと立て、そうしていわゆる輸出の不振なんかは國の政治の面で私は解決をして、安定した生産とそれから需要供給関係は政治でこれを補つていく、こういふふうにしていくのが当然だと思う。まあ、言葉が足りなかつたのだろうと申しますけれども、そういう面でさつたの二点はぶつに落ちかねますから、一度一つ大臣から御答弁をいたさき

九
七

○国務大臣(福田赳氏君) 前段のお話は、私も黄川さんのように考えてお力

ますがね。ただ、機能が変わってきた

とか何とかいう場合には、そこだわらな、でその機構と、うものを変えて

いたしでねの機会よしきのを多めに
いたらよからうじやないか、それか

らまた、国の公務員の定員をふやすと
、う禁二は、二う、う二ニニニ考ニニ

いき際には、各々のことを考案しながら一面において必要なものは充足しな

ければならぬけれども、他面において

は、どこに遊びがあるかとか、そぞろい
うよくなことを考えながらやらなければ

ばならぬじゃないか、」こういふことを

申し上げておるわけなんですが、これについては、おそらく横川さんも御異存

はないのじゃあるまいかというふうに

○**鶴岡哲夫君** 蟻糞政策の問題につき
考へる次第です。

● まして、大臣も決して退却しているの

じゃないという御主張なんですが、一
作年の蚕糸試験場の根本的な機構改革

開金の至元詩駒場の木本直方校正
というものは、どうしてもやつぱり十

あつた試験場を四つにするという、もう二今ま三つを停止して、ハーベ

うやり方ですね。これはやはり養蚕業

が、今の国際なりあるいは国内の情勢

の中では問題がある。そのためには莫
徴していく情勢、また最近盛り返して

いるようであります。そういう中

で、やゝはり國くにというものはほんざぎり政策せいさくを持たないと、それに動搖どうようされ

ちやつて、あらふら集中してみたり、

また廃止してみたり、またことしも廃止するというやり方をやつておったの

じゃ、これはどうもやはり退却だとい

うふうに見られるわけです。今後自由化に伴つてそういういた問題が相当出て

くるのじゃないかと思います。従つ

て、この養蚕業はそういう意味で詫金石のような感じを持つのであります。が、大臣が退却じゃないのだという趣旨を一つ了解いたしまして、あとこまかい点については別にやります。

それから農地局の問題で、今度農地局の事業所に勤めている者、私は事業所、盛んに言うのです、これは大へんな金を使うところですから。この事業所に勤めている人たちの給与は、從来と根本的に変わって、事業費で負担することになるわけですね。先ほど官房長は、事業量の変遷に伴つて人間がどうだこうだとおっしゃつたのですが、今度は御承知のように、今私が申し上げたように、事業費で負担するのですね。事業量がふえればふえただけ人間が置かれるようなシステムになつておられるのですか。これは、事業量の変遷に応じた形をとられるのじゃないですか。それを一つ伺いたいと思います。

○政府委員(齋藤誠君) 従来、公共事業の予算におきましては、いわゆる定員内職員は、これは事業費と別になつております。ところが、それ以外の職員につきましては、そういう面におきまして実は事業費で予算が組まれておったわけでござります。従いまして、從来におきましては、常勤職員の給与、あるいは工事競價の一部を構成しておつたわけでござります。ところが、常勤職員なり、あるいは非常勤職員というものが、先ほど申し上げましたように、二回にわたりまして定員化が行なわれたわけでござります。

しまず、従って定員化された職員についても、それが、従来は常勤職員給与あるいは工事費といふところで組まれていたものが、定員化されたものでございますから、定員化された職員についても、その事業費の中に一部入るという形をとることに相なったわけでございます。従つて、まあ従来といえば、そういった性質のものは当然事業費の中に入つておつた点が、いわば表に顕在化してきたという面が一つあるわけでございます。

それから第二は、そういうことになると伴いまして、事業に従事する職員の中で、全く現場の事業に従事する者、あるいはそうではなくて事務局で事務をとる者といったような、ふいん分けをこの際した方がすっきりするという意味で、実は定員の中におきましてもそういう操作することによって、事業費支弁とそうでないものとに分けたわけでございます。これが今回の予算措置によって表にはっきり出たわけでありまして、その点をまあ鶴園委員が御指摘になつたわけでございますが、一部は従来とも見られておつたものでありますて、さらに今回の措置によりまして、その点をはつきり整理したという点でございます。

ただ、ことしの措置につきまして、農地の関係について申し上げますと、一般会計に基づく土地改良事業につきましては、今申しましたような措置をとることにいたしておりますが、特定土地改良特別会計におきまする措置につきましては、人件費分につきましては約四億程度だと思いますが、これは一般的会計から特別会計に繰り入れると、一件事情によりまして、本年度につき

○鶴園哲夫君 人件費がこういうふうに工事費の中から負担されるということになりますと、一般的の公務員はそういうわけですね。公共事業関係の現場における職員だけが、工事費から負担される。それ以外の職員は人件費で負担されると、こういうふうになるわけですね。そうしますと、こういうところになりますせんか。その工事費の中には、受益者が負担する金が入りますが、そうしますと、この受益者の国民は、税金で公務員の金は払っておるけれども、一方また、今度は負担金といふ形でこの公務員の給与を負担しなければならないという点はどういうふうに考すか。そういう点はどういうふうに考えておられますか。二重になりますせんか。

せ、ふと見事費用でやると同じ。ふと見事費用でやるといふと、それが、その請負会社において事業を行なうということになるわけでありります。従つて、それは当然、事業費の一部を構成することになり、それがまた一定の割合で地元負担になる、これはもうるん一般的の予算で持つことになりますから、これまで一般にかかるということはありません。ただ、事務局段階におけるような基幹的な公務員、これはもちろん、遂行するに必要な事業費支弁に基づくようなものが負担になる、こうしたことになるわけであります。

○政府委員(藤巻誠君) 前の御質問の事業所なら一般会計の事業所の異動が容易になるのじゃないか、人事交流も妨げる大きな要素になりはしないかとおっしゃる。事業所に実際働いている人たちは、その点はいかがですか。

第一点についてお答えしますと、御質問の通り、従来、工事雑費を持っていたもののはかに、従来、それに加えて、一般会計で持っていたものも負担をするということになるわけであります。これはいわば、従来の工事費の中に含まれておった常勤職員なり、非常勤職員が一部定員化されたということから、そういうような扱いが、従来通りの方法をとることができなくなつた、つまり、ある事業所においては、かりに工事雑費で全部まかなう。それから、ある事業所におきましては、工事雑費でまかなつておった者が一部また定員化された。同じ性質の同じ事業に従事しておった者が定員化されたという不合理を是正する意味におきまして、同じような事業に伴う人の費用は全部事業費ということに今後抜ききる。ということにいたしたわけでござります。その点は御指摘の通り、事業費としてはその分だけ増加することになります。なるわけでございます。ある程度まではやむを得ないことではないかとわれわれは考えております。

それから第二の点は、それに伴いますが、その間の人事異動というもののが困難になるのではなくらうかといふ点でございますが、これは本人自身に

とては、何ら関係のないわけでございまして、ある者が定員内に入り、ある者が定員外に入らうとも、その人の給与体系等における問題は全然関係ないわけですが、いまして、違えば事業費の算定における問題としての相違が出てくるというだけでもあります。まして、本人自身についてどうということはないわけでありますから、その点は、今御指摘になりましたような不安は、私はなかろうと、かように考えております。

○齋藤哲夫君 これは官房長が事業を御存じないんじやないかと思うんですかが、事務局の定数というものが、特別会計の事業所の定数、それから一般会計の事業所の定数と、三つに分かれたわけです。で、定数間の異動というのは非常にむずかしいんじゃないですか。そうしますと、一般会計の事業所から特別会計の事業所に行くということは、困難になりますが、あるいは、一般的会計の事業所から農地事務局に行いくということは困難になりますが、これは事業推進上、人事異動を非常に現場に働いておる人は心配をしておるわけです。心配はないとおっしゃるわけですか。

○政府委員(齋藤哲夫君) 御指摘のよう

に、一般会計、特別会計、あるいは農地事務局ごとの定数がありまして、定数内における異動ということにつきましても、これはここ二、三年来ずっと同じような方法をとって参りましたので、特にそれによつて非常に異動がわざかしくなるということはないのですが、なかろうか、かようにも考えておりま

○鶴園哲夫君　特にということでは、これは事業所に従事しておる職員にとっては大へんな問題です。やはり事業所間の異動、あるいは事務局との異動、あるいは農地局との異動ということが非常に大きなウェートを占めておるわるし、そのことが事業所を円滑に運営する技術上の練磨の上からいっても、非常に大きなウェートを占めておるわけです。それが、今回こういう位置で三つの定数に分かれてしまったということになると、この間の異動というのが、特に支障がないというふうに言わざると、これはやつぱり問題だと思う。特に支障がないという話しだは、これは了承できがたいと思うんですね。

それからもう一点の、工事費で負担するようになつたということは、これは事業所に従事している公務員、定員内に入れていくといふことがふえる。そこで、人件給与はふくれ上がりつづいく。工事費の中に含めちまえればいい。その半分は民間が負担するんだから、国じやなくして民間が負担するんだから、それだけ給与費が少なくなる、という観点からじやないんですか。そのため、民間のこれは負担分といふことはふえていきますわね。地元負担と、いうのはふえるわけでしよう。そういう意味で今回こういう措置をとられたんじやないですか。本来から言うならば、これは從来のように全部人件費で負担すべき問題だと思うのですけれども、工事費で負担するようになりますと、半分近く地元負担、四割二分ですとか、でありますからして、地元の負担がふえるということになるし、さらに工事の計画もやはり変更していくかなければ

○政府委員(齋藤誠君) あとの方のことにつきましてまずお答えいたしたいと思いますが、御指摘の通り、從来一般会計で持つておりました定員内職員が事業費の方に一部入るということになると、その分につきましては事業費がふえるということになるわけでござりますが考え方といたしましては、たとえば農地事務局であるとか、あるいは機械管理者であるとか、そういう管理的業務に携わる者につきましては、これは今御指摘になりましたような事務局定数ということで別途に扱う。結局末端における事業所において、普通の土建会社が事業をやると同じような意味において事業費を支弁するものにつきましては、これは事業費の中に含めて、受益者からも負担を取る、こういうことにしておいたわけであります。ただし、先ほど申し上げましたように経過的な考え方もありますので、特別会計の方の事業につきましては、本年度は直接それを農民に負担させるということをしないような措置をとることにいたしたのであります。考え方としては、事業費支弁に基づくものは、一般的の受益者に負担がかかるということは、私はやむを得ないと考えておりますが、なおこの問題は経過的な考え方ともとらざるを得ないわけでありますので、十分なお受益者に対して恩わざる混乱を生じないよう検討は続けて参らねばいかぬ、かように考えております。

○委員長(中野文門君) 速記を起こし
て。

○鶴園慎夫君 私質問を申し上げた、
事務局と一般会計の事業所と特別会計
の事業所、この三者の人事異動に、特
に支障がないということでは承知でき
ないのではないか。

○説明員(日比野健児君) 特別会計と
一般会計を定員を分けるということと
は、三十三年度から行なつたわけで
す。今回事務局の定数をはつきり分け
ましたのは、要するに人件費部分が事
業費支弁になつたということと関連し
まして、従来事務局で事業所の定員を
無計画に吸い上げまして、事務局で
使っておつたのが、従来の例でござい
ます。そういうものを含めて整理する
という意味で、事務局の定数もはつき
りきめたわけじゃないか。従つて、そ
の整理のときには、現在事務局で吸い
上げておる部分につきましては、すべ
て行政府定員として整理したわけでござ

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) らよつと速記
をとめて。

○委員長(中野文門君) 速記をつけ
て。

これにて暫時休憩いたします。午後
は一時三十分再開いたします。

午前零時三十一分休憩

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を再開いたします。

午前中を続いて、農林省

午前中に統一して、農林省設置法の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。政府側出席の方々は、斎藤農林大臣官房長、丸山林野厅林政課長、河原農林省林業課長、和田農林大臣官房長、丸山林野厅林政課長、河原農林省林業課長、日比野農林水産技術会議研究調整官、筒井農林省農地局総務課長、以上の方々であります。

○鶴園哲夫君 御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○政府委員(齋藤誠君) ちょっと前の部分を聞きのがしましたので、あとの方からお答えいたしたいと思います。午前中も申し上げたわけでございますが、従来の人物費が事業費支弁になることに伴つて、事業費の増減があるかどうか、こういう御質問のように聞きました……。

○鶴園哲夫君　いや、違う。それは第一点は、期間雇用の人たち、ここに出ておりますのは五百八十三名、この期間雇用の人たちについては、当面してすみやかに実情を調査の上登録すべき

じゃないか、こういう点が一つ。もう一つは、事業所の職員が今回工事費に

よって人件費がまかなわれるといふことになつたわけですが、そのことは、一般的の会員費によつてまかわされてゐる公務員と全く差はないかどうか、取り扱い上、その他全く差はないのかどうか、この二点ですね。

○政府委員(齋藤誠君) 御趣旨はよくわかりました。第一点につきましては、午前中期間雇用の意味といふものにつきまして、われわれが取り扱つてゐる考え方を申し上げたわけでござります。従つて、事業の性質上、あるい

は事業のやり方におきまして期間的な扱いで、つまり季節的に処理すると、うふうなものにつきましては、できるだけ従来のやり方でやって参りたい。しかし、その仕事の中で、やはり事業の性質上通年従事する必要がある。それなくしては、事務の遂行上支障があるというような場合におきましては

は、実情調査の上、必要なものにつきまして、いわゆる常勤的非常勤職員の中で登録を受けておる者がおるわけでありますから、そういう扱いをするようより検討いたして参りたい、かように考えます。

○鷲園哲夫君 次に、蚕糸局の機構の問題について伺いたいのですが、新潟県にあります蚕糸試験場の小冊子についての待遇は変わりはないのです。これは事業費支弁であろうと、それから定員内職員であろうとも、今然本人についての待遇は変わらないわけでございます。ただし、定員内職員と、これとの差があることは、一般の職員と同様でござります。

千谷、これは今第二研究室になつてお
りますが、この小千谷は、御承知のよ

うに大正九年以来の、県で作ったもの
でありましたが、積雪地帶の研究と一
して、昭和二十四年の二月から国營に移管
されて、農林省の所属機関になつてお
るわけありますが、この小千谷の森
園、これを一昨年の機構改革によりま
して研究室になつたのですが、これもを
予算の関係で縮小廃止するという計画
があるといふうに聞いておるわけであります。
それで、御承知の通りに、北陸四
県さらに東北の積雪地帯の桑の改良の
ために努力せられておるわけでありま

ですが、これを縮小し、あるいは廃止するという、そういう計画があるのかどうか、これを伺いたいと思います。

○説明員(筒井敬一君) ただいま小王谷の研究室を廃止するかどうかといふ問題でございますが、御存じのよろこびに、あそこは桑の品種の研究をやつております。特に寒冷地におきますとこ

ろの桑の品種が、どういうもののがいいかというようなことを研究いたしております。同時に、耐寒性の問題としまして、病気の問題も胴枯病等のありますので、今後桑の品種改良といつも、どうかといふますれば、日本

までの研究からいたしまして、おくれておるような状態でござりますので、今後こういう試験をさらに進めて参らなければならぬといふに考えておりますので、仰せのよう、元の方からはいろいろの陳情がござりますけれども、現在のところ、試験損な考へは持つておらないのでござり

○鶴園哲夫君　この小千谷の研究室

つきまして、県の方に移管するのだが、こういうような話が一時あつたよう聞いておるのでですが、そういうものはない。今日はないわけですか。またそういうものがあったのですか。

○説明員(筒井敬一君) お答えいたしました。県と申しますか、地元の方から、はそういうような要望なり陳情がございました。どうぞございますけれども、現在細い地元の動きは、ちょっと私ども握りいたしておりませんけれども、試験場といたしましても、蚕糸局といふ

ましても、この小千谷を廃止するというような考えは現在持つておらないでござります。

の施設等も若干整備されてきておりますが、今後この点について小千谷のこの研究室を整備し、充実していくことを考へ方に立っておるわけですか。

○鶴岡哲夫君 次に、愛知県の武豊
ありますところの武豊と、四国の大
谷の試験研究をさらに推進して参る
谷にありますので、さよう御了承願いた
育種問題、このものがおくれておる
うな関係もござりますので、この小
さいよなものが、あるいはまた桑
継続して参るというような考え方で
ざいますので、さよう御了承願いた
と思います。

わけですね。前は支場だったのです、研究室になつておりますが、これを

止するというふうになつておるよう
ありますが、この武豊にあるやつを
京都の日野に持つてくる、廃止してじ
京都の日野に持つてくる。それから
国の徳島にあるやつを廃止しまして
れを京都にある綾部の支場に持つて
ると、こういう考え方のようであり
が、これはもともとこういう四国
徳島に設けられる、あるいは東海四國
のために愛知の武豊に設けられると
うのは、気候、風土その他農業經營
の関連によってここに設けられたわ

であります。が、それを今回廃止して、徳島のものを京都に持ってきて、徳島の研究が行なわれるのかどうか、さうに東海四県のために作られたこの愛の武豊のものを東京都の日野に持ってきて、一体研究ができるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

と四国の研究室の廃止の問題でござりますが、御存じのように、全般的にこしますと、いうと、先ほど大臣からの、話もございましたように、養蚕地帯というものが、これは經濟性、あるいは物の有利性等から考えまして、だん、んと東海なり、あるいは東山、中部

方、あるいは関東に集中しつつある
うな傾向でございます。従いまして、
試験研究もやはりそういう実情に合
た形で行なわれなければならないし、
また、今後いろいろ新しい問題もあ
って参っておりまして、そういふ
研究を集中的にやって参らなければ
ならないというような観点からいたし
て、武豊でやつておりましたのは、
存じかと思ひますけれども、早戻の

験をやつておったわけでございます。この研究も数年やつて参りました。あそこのいわゆる砂地の土壤におきますところの旱魃問題、特に海岸の近くの旱魃の問題を研究して参ったのでござりますけれども、おおむねその研究がとりまとめの段階にきたということになりましたので、これを廃止いたしまして、日野におきましてさらに旱魃一般の問題につきまして研究を進めいく方が、より集中的に合理的にやれるのじゃなかろうかということで、武豊を廃止することにいたしたのでござります。

また四国の試験地は脇町にあるのでございますが、これの廃止は、湿地土壤における桑の栽培の研究をやつておったわけでございます。この湿地土壤というのはカルシウムの足らないような土壌の特殊なものでございまして、そこで桑も作られておると、こうような関係もあつたのでございますが、これらの研究がおおむね終結いたしましたので、この研究を綾部の関西支場でもって集中しておきましてはございまして、そこで桑の栽培を廃止するにいたしておるのですが、これがよほど申しましたような試験地を廃止いたしまして、本場なり、あるいは二つもやはり問題になつた。そのときの見解は、この武豊は東海四県のセンターとして充実し整備して残していくのだ、こういう見解だつたと思うのです。ところが、それからわざか六ヶ月たつてこれを廃止する人たちは非常に不安になる。四国のセンターに対する、あるいは東海四県のセンターに対する、あるいは四国のセンターとして武豊は残していくのだ、これがわざか六ヶ月たつて、去年です、去年からこれを廃止するのか。これはあらあらしているのじゃないかという印象を受けるわけなんですね。どうなんですかね。

○説明員(筒井敬一君) ただいまお話を伺つたところによれば、この問題は必ずしも廃止する、四国地帯におきます養蚕に関する試験というものがこれまで廢止になつたというのではなく、関西支場によりまして四国の問題は必ずしも廃止する、養蚕なり、あるいは栽桑なり、いろいろな方面からの研究が進めていく、こういうような体制にしておきまして、養蚕なり、あるいは栽桑なり、いろいろな方面からの研究は、四国の問題も含めて検討、研究を進めていますが、その後さらに試験場の全体の体制をもう一度検討いたしまして、今後の蚕糸に関する試験のあり方といふものは、また機械の整備をしたのでござりますが、その後さらに試験場の全体の体制をもう一度検討いたしました。

豊に参りました、昨年の今ごろであります。ですが、参ったときには武豊は残るということになつておつた。ところがござつた機構改革をやられた。そのときにこの武豊、それと徳島にある支場、この二つもやはり問題になつた。そのときの見解は、この武豊は東海四県のセンターとして充実し整備して残していくのだ、こういう見解だつたと思うのです。ところが、それからわざか六ヶ月たつてこれを廃止する人たちは非常に不安になる。四国のセンターに対する、あるいは東海四県のセンターに対する、あるいは四国のセンターとして武豊は残していくのだ、これがわざか六ヶ月たつて、去年です、去年からこれを廃止するのか。これはあらあらしているのじゃないかという印象を受けるわけなんですね。どうなんですかね。

○説明員(筒井敬一君) ただいまお話を伺つたところによれば、この問題は必ずしも廃止する、養蚕なり、あるいは栽桑なり、いろいろな方面からの研究が進めていく、こういうような体制にしておきまして、養蚕なり、あるいは栽桑なり、いろいろな方面からの研究は、四国の問題も含めて検討、研究を進めていますが、その後さらに試験場の全体の体制をもう一度検討いたしました。

豊の例を申し上げますと、私は昨年武いくべきよくな研究を一方では維持していくかなければならないというような

ます。

○鶴園哲夫君

今の答弁に対します質

問はあとに回しまして、もっと根本的

に伺いたいのですけれども、御承知の

事

がござります。

○鶴園哲夫君

今の答弁に対します質

問はあとに回しまして、もっと根本的

に伺いたいのですけれども、御承知の

事

な関係などもございまして、さらに地

方におきますところの各試験地なり、

支場なりの体制が現状でいいかどうか

ということを再検討いたしました結果、先ほど申しましたような試験地を

廃止いたしまして、本場なり、あるいは二つもやはり問題になつた。そのとき

の見解は、この武豊は東海四県のセン

ターラとして充実をしていくのだ、残し

ていくのだ、それから徳島にあるもの

は四国四県のセンターとして充実し整

備して残していくのだ、こういう見解

だつたと思うのです。ところが、それ

からわざか六ヶ月たつてこれを廃止す

る、こういうお考えになつたのです。だから六ヶ月たつてこれを廃止する

が、一体あらあらしておられるよう

印象を非常に受けるのですね。ですか

ら、そうではないところの、従事してい

る人たちが非常に不安になる。四国のセン

ターラとして武豊は残していくのだ、

並びに機構改革をやられたその際に、

おりますのは、一昨年に実行されたわ

けですね。根本的な試験場関係の整備

が、一体あらあらしておられるよう

かねて参ったというふうが状況に即応いたしまして、今後の養蚕の集中化して参るところの地帯をいかに育成して参るかとということの方が、農家のたるにても、また養蚕のあり方とく觀点からいたしましても好ましい姿じなからうかからうか、かように考えまして、それぞれの試験地と申しますか、出先の試験地を廢止いたしまして、より広い支場あるいはまた本場といふようなところでその地域に、あるいはその地域に即応したような研究を充実して参ることの方が多いのじなかろうかというようなことで、廢止なり改革なりをいたしたのでございますが、先ほど申しましたような、おおむねこの養蚕の状態といふものは、何といいますか、集中なり固定化して参ったようを考えられますので、機構改革といふものもおおむねこの状態で当分いけるのではないかといふように考えておるのをございまして、当の試験研究に携わつておる職員が、その職場についての不安をなからしめるように、今後念頭に置きながらやっていきたいと思つておる次第でござります。

東海四県の養蚕業というものは、これは顧みない、あるいは四国四県の養蚕業といふものについてはすでにもう放棄するんだ。^{（こゝへ）} どうな考え方を、こういうことではつきり示すのではなくいかというふうに思うわけです。そういう形で後退作戦をとることはいいことじゃないのではないか、戦争中から今日に至る蚕糸政策を見ましても、決しておっしゃるよう自然の勢いで養蚕業が衰亡に導いたということは言えないと思う、政策そのものがほんきりしなければいかぬのではないか、その場合に、東海四県におけるところの武豊に置いているもの、四国に置いているもの、それを廃止するということが非常な大きい影響を与える、養蚕業に対するとしても、養蚕農家に対するもの、それは県の養蚕関係に対しても非常に暗いものを与えて、退却をしていくという印象を与えるのではないですか、しかも、ここにある定員というものは非常に少ないのです。活用によつては非常に私はできるのじゃないかというふうに思うのですが、そこら辺の研究の目的並びに養蚕業関係、各県の養蚕業に与える影響という点等からいって、東海四県なり四国四県の養蚕業といふものは見放された、こういう感じを与えておる点等から考えてどういうふうに思つておられますか、伺いたいと思います。

書名それをおのすから役書が違うの
じやなかろうかと考えております。特
に試験研究ということになりました場
合におきまして、國で行なつております
ところの試験研究はどちらかとい
ふとをやついくというようなところ
が國の試験の役割ではなかろうかとい
うに考えております。従いまして現
在なお各県には養蚕試験場というのが
県にございます。これと國との試験研
究がそれぞれ特徴をもつて活動をいた
しまして、両者相待つて試験研究の成
果を上げて参るというような運営をい
たしておるわけでござります。そうい
う意味合いからいたしますれば、各県
の共通の問題、あるいはまたその基礎
になるような問題を國でやるというこ
とにありますれば、その國の試験地を
廃止なりあるいは縮小いたしましたこ
とが、即その県に対する養蚕業を後退
するのだというようなことには直ちに
ならぬのじやなかろうかというように
考えておるわけでございまして、それ
ぞれの県には試験地がございます。東
海地帯におきましては、ご存じのよう
に岐阜県とか、あるいはまた愛知県と
いうような奈良県といたしましても大
きな県もございます。県の試験機構も
担当整備されたものを持っておるわけ
でございます。そのほか行政組織とい
たしましても、それぞれの人員なりあ
るいは技術者を擁して普及事業、指導
事業等を行なつておるのでございま
す。従いましてこの試験地の廃止とい
うことが即その地帯の試験研究なりあ
るいはまた養蚕業をないがしろにする

のである、無視するのである、あるいは軽視するのであるということではないと考へておるわけでございまして、そういう意味におきまして、私どもは今後試験関係につきましては、県の試験場とこの国の試験場との関係、あるいはまたその機能の役割の調整をとりながらお互に足らざることを補い、そしてその地帯の養蚕業なり、あるいはまた農業經營の中において占めるところの養蚕のあり方というようなものを真剣に検討して参りたいと考えておるのでございます。そういう意味におきまして、試験地の廢止ということが、即ちその地帯における養蚕を輕視しておるのだというふうには、われわれは考へておらないのであります。また、そああつてはならないと考へておる次第でございます。

れを試験地に変えて、一年半ほど前に、そうして今度これをなくする、あるいは武豊にある東海四県の支場をなくして試験地にしてしまって、さらに今回これをなくするという二年間の動きです。私が申し上げるように県にに対する、あるいは養蚕連に対する、あるいは農家に対する影響といふものを否定なさうとしても、これは無理じゃないですか。ですからこの試験地に對して農民たちがいろいろ陳情もやつておることは御承知の通り。いかがですか。

○説明員(箇井敬一君) 先ほどちょっとと言葉が足らなかつたようですがございまして、誤解を招いたようですがございまが、国の試験と県の試験とが関連がないようなふうにお聞き取りがあつたといたしますれば、遺憾でございますけれども、從来から申すまでもなく県の試験とそれから國の試験とは、それぞれ密接な関連をもつてやつておるわけでござります。それと第二番目にお話しのございました四国の支場を試験地にいたし、さらにまたこれを廢止すると、いうことは、四国の地帶における養蚕業なり、あるいは蚕糸業を非常に軽視し、あるいはまたそれが縮小するような結果に相なるのじゃなかろうかといふような御心配でござりますけれども、私どもは養蚕業の今後のあり方といふものを十分考えて参らなければならぬと考えております。従いまして、養蚕業というものが、戦後どうしてふらないと考えております。従いまして、養蚕の問題をちょっと敷衍させていただきますすれば、御存じのように、私が言っているように、四国支場、そくして試験地にしてしまつて、さらには

るわくなつたかということについては、いろいろな原因があらうと思いますが、新しい繊維が非常に多くなつて参つた化學繊維等、いろいろなものが出て参つたというような関係、あるいはまた、外国におけるところのナイロンの軋下が圧倒的になつたというような関係からいたしまして、養蚕業がこれに太刀打ちできなくなつたというところに、最も大きな原因があらうかと思ひます。そういう中におきまして、養蚕なりあるいはまた製糸業などわち生糸による商品、紡織物による商品というものが立つていくところはどういうところにあるかということになりますと、できるだけそういう化學繊維、合成繊維等と対抗し得るような価格でなければならぬ。そういうことになりますと、できるだけコストの安い合理化された企業なり、あるいはまた経営なりが行なわれなければ、他の繊維と対抗して存続を維持するということは困難にならうかと思ひます。そういうような意味からいたしますれば、最も合理化できるような主体といふものは、どういうところにあるかということを考えますと、従来からのずっと戦後の傾向を見て参りますといふと、前からの養蚕地帯でありますところの関東北部、あるいはまた中部の長野、山梨あるいはまた東北の秋田こういうようないくつかの地帯におきましては、むしろ増加してきておる。ところが、関西の方におきましては、急速に減退して参つてきておるということは、そこに新しい作付けが、とつてかわり得る作付けあるいはかわり得るに値するだけの有利な作付が関西において可能であるという、また作付けとして可能で

あるという部面と同時に、經營の合理化なりが行なわれ得る余地が関東、東山等より多かつたという結果ではなかろうかと思います。一つの桑の生育を見ましても、御存じかと思ひますけれども、中部の山梨なり、あるいは長野、群馬という地帯におきますところの桑の生育状態、あるいはまた仕立て方法、こういうものと、関西におきますところの状態、立地的な条件もござりますけれども、そういうものから比較いたしまして、やはり関西よりも関東周辺の方が、立地的にも経済的にも有利な状態にあつたのじゃなかろうか、こういうふうに考えられるわけであります。そういう経済の自然の勢いにおきまして農家が何を選るべきか、何がより有利な作物として經營をしていくのが好ましいかということが、農家の選択において変わってきたのが実情ではなかろうかと考えておるわけであります。そういうようなことからいたしまして、四国とかあるいは中国地方、こういう地帯は、一部を除きまして斜陽的な現象を見ておることは統計の示す通りであります。そういうような経済情勢を無視するわけにはいきませんのでござりますけれども、しかしながら、養蚕でなければやつていけないという地帯あるいはまたそういう農家も少なくないかと存じます。そういう農家が養蚕をやっていくにたえるような技術なりあるいはまた能力なりを与えるように指導して参るということが行政の任務かと、あるいはまた試験の任務かと存するのでござりますが、そういうことをやります場合におきまして、四国の支場なり、あるいはまた試験地があるにこしたことはない

のでござりますけれども、もつと広い意味で関西全体を見た場合におきまして、全体を通ずるより重要な試験研究をやつしていくところがあるのじゃなかろうか、こういうふうに考えましたわけであります。試験地を廃止いたしまして京都に持ってくるわけでござりますけれども、試験の対象、あるいは試験の圃場というようなものは、やはりそれぞれの地帯におきますところの研究には遺憾のないよにいたしたい、かように考えておる次第でござります。

○鶴園哲夫君 今の答弁の中で二つほど伺いたいのですが、なるほど関西周辺の養蚕業というものが衰退に向かつていった。ナイロンがどうだとかいろんな問題がございましょう。しかし、これは確かにおっしゃるように自然の成り行きだとおっしゃるのですが、個々の養蚕農家にとっては、ほんとうに踏みにじられるような形で転換していかざるを得なかつた。そういうことをはつきり御認識いたされないと、獎励するときは政府が、農林省が先頭に立つて盛んに奨励をする。衰退に向かうときはさつさと引き上げてしまう。なおまた御承知の通り、農家にかわって農林省の試験研究機関というのはできておるのです。農業は非常に小規模農業ですから、個人々々ではなかなか研究ができない、調査もできないといふところから、国がかわって試験研究機関というものが農家のわりにできてるわけです。従つて自然の成り行きがどうだこうだということではなくて、もつと私は国として養蚕業について考えなくちゃならないのじやない

か。さっさと引き上げてしまふ。しかかも、この間の大きな機構改革で残つたと思つたら、すぐこれもやめてしまふ。というようなことは、これはどうも納得がいかないのじやなかろうかと思ひますし、なおまた、東京の日野に持つてきても、さらにもう京都の錢部に持つていっても、やはり関連した研究をおやりになりたいということであれば、なぜ現地に置いておかれないのか。なぐするということによつて非常な不安感を与えるのですから、なぜ現地に置いておかれないのか、そういう点をお伺いいたしました。

て、より有効にやれるのではなかろうか、こういうように考へているのでございます。これは当然試験場の機構であるわけでありますから、從来からもさういうよくな調整をとつて置くべきだということになるかもしませんけれども、現実の問題といいたしますれば、やはり同じ場所にあるということと、かなり距離が離れているということとは、おのずから調整というようなことにおきまして、密接な連絡に欠けるということは争えないと恩ります。そういうよくな意味におきまして本場におきまして、いろいろ旱魃の試験をやっております。ほかのいろいろの条件下におきまするところの旱魃の試験、あるいは栽桑と養蚕との関係の調整といふよくなものをやっていく上においての研究、連絡といふよな点からいたしましても有効にやれるのはなかろうか、こういう考え方からいたしまして、本場なり、あるいは支場なりに統合しよう、こういうふうに考えた次第ござります。

いたてはまたあらためて御質問申し上げることにいたしますが、この試験場の機構の問題については、一体これは支場長というのは場長に直属しておるのですが。こう思うのです。しかし、この点についてはまだあらためて御質問申し上げることにいたしますが、この試験場の機構の問題については、一体これは支場長といふのは場長に直属しておるのですが。こういう機構を廃止するあるいはやめるという場合には、場長と支場長との間の意思の疎通が十分なわけばならないと思いますが、今度の場合、一体支場長との間に相談をやられているのかどうか、ほとんど場長と部長の間で相談しておられるのではないかと思います。さらにこの案を作るのは、試験場にあるのか、あるいは蚕糸局にあるのか、あるいは農林省にあります技術会議にあるのか、こういう点について伺つて置きたい。

しまして、試験場としての計画なり考え方を統一いたすわけでございます。その案と申しますか、そういう計画にありますて、それぞれ私どもの査査局なり、あるいは技術改良課等々と相談いたしまして、農林省の案といたしまして予算その他を要求をいたしておるわけでございます。そういう関係でござりますので、今度の場合におきましても試験場の中ではもちろん、あるいは支場との関係におきましても十分調整をはかり、試験場の意見をとったわけでございます。

第二点の四国の試験場の試験地といいますか、研究室の室長が室長心得といふうになつておるではないかということでおきまして、これは従米六等級の方がおられましたので、研究室長にはまだ若干早いのじゃなかろうかということでお得というような形をとつたのでござりますけれども、今度四月におきまして五等級に相なりましたので、これは研究室長にするよう現在検討を進めておる状態でございます。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) それでは速記を起こして。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取いたしております

で、これより質疑に入ります。政府側出席の方々は、中曾根科学技術庁長官、原田科学技術庁官房長、久田科学技術庁計画局長の方々でござります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 科学技術庁の長官に対し宇宙空間科学についてまず二、三伺いたいと思います。科学技術の重要性は、近ごろ非常に強く要望されているわけですが、そこまでお伺いしたいのは、科学技術庁の長官としての立場から、学術会議の御意向とか決定に對して、長官としてはこれは当然尊重されることは思いますが、そのようなお考えをまずもってお伺いしておきたいと存ります。

○國務大臣(中曾根康弘君) 学術会議は、法律によって設置された總理府の諮詢機関でありまして、学者が権威をもつて構成している会議でございますから、その正当な権限の範囲内のいろいろな決議やら決定につきましては、十分尊重して参るつもりであります。

○伊藤顯道君 この学術会議が、この間御承知のように日本の宇宙空間科学についての面でどう進めたらいいか、こういう点についていろいろ研究が掘り下げられたのですが、その結論としては科学技術庁を中心として進められておる研究の方向に對して、聞くところによると相當強い批判があつたかのごとく承つておるわけです。これに對して長官としてはどうのようにこれをお受け取りになられたか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) われわれは、あらゆる方面的御意見を謙虚に聞いて、われわれの政策に誤りがあれば

議論は、あれは学術会議の議論ではないのです。くして、学術会議の一委員会が研究討論会というものをやったのであります。そこで、いわゆる学術会議としての決定的な意見ではないのです。言いかえれば、集会みたいなで勝手なことを好きに言うという討論であった。従いまして発言者が説明しましたのは、それぞれ権威のある、資格のある方が々が説明いたしましたが、質問した方々の中には学生もおりますし、それから中には大学の職員、助手というような方もおります。われわれに批判を加えられた中で学術会議委員としての資格のある人は、たしか核研の藤本陽一教授一人であります。その藤本さんの御意見も、ロケットに偏重しているではないかという御議論に対しても、それはわれわれが聞いた範囲では学問の重要性によってそれは変わってくる、現に藤本さんのお考案の中には東大の原子核研究所は相当膨大な予算を取っているわけです。そうするとロケット偏重というと原子核偏重ということにも響くということもお考案の底にあつたかもしれませんのが、そういうわけでも必要に応じてある程度重点化していくということはやむを得ないというような答弁をなされたそうです。どうぞ、そういう意味で、正規の資格のある人が正規の御発言としてわれわれのやつていることについて御批判したということは聞いておりません。大部分は学生さんとか職員の方の御発言であったように思います。

とでござりますか、いろいろな新聞とか雑誌等を見て、どうもこの点が私どもの立場からも憂慮されると、そういう角度から二、三の点についてお伺いしたいと思います。

今長官から御説明がありましたがよう、**科学技術庁**として今ロケットを中心いろいろ研究はされておられるようです。それに對して防衛庁の誘導ミサイルの研究にこれが利用されるのじゃないか、こういうような意図もこの間の記事にあったようですが、これも主として私どもしろうととしても当然疑問が持たれるわけであります。この点を明確にしていただきたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) ロケットに偏重しているという御議論がそのときあつたのであります。誤解に基づく御議論でございまして、あのとき東大生産研におきます予算は一億六千万円であります。そのうちロケット部門は九千万円であります。残りはロケットでない一般の物理関係、宇宙線の関係、あるいは計器の関係、通信器の関係、そういうところへ回るものであります。その辺がよく吞み込んでおらなかつたらからそういう御議論が出たのだろうと思います。

それから第二の、一般の学術関係の経費といふものは、文部省が科学研究費とかその他の費用を実は相当持つてゐるわけです。科学研究費はまだ分配しておりません。予算がこの間通つたばかりでございますので、分配しておりませんので、ほかの方が目についたのだろうと思います。それが分配されればそういう御議論は解消されると思ひます。

それから軍事関係と関係がありはし

ないかということがありますが、われわれはロケットというものは、将来非常に重要なものだと思つております。今日の羽田を見ましてもわかりますように、プロペラの日航機はほとんどソ連やアメリカのジェット機に駆逐されておりまして、日航も赤字になるといふような情勢で、いかに科学技術といふものが重要であるか、今やつてはいるのはジェット機でござりますけれども、もう次はロケットになることは必ずあります。そういう面からいたしまして、次の時代のことを考えておきますと、これは軍事とか平和とかといふものを離れまして日本の文明を推進していくためにも、ロケットのエンジンとか、あるいは燃料の問題を研究していくことは、非常に大事だとわれわれは思います。しかし、科学技術厅といふたしましては、これは平和利用にかたく限定いたしまして、防衛廳は防衛廳としてのお考えがありましよう。われわれはいたしましては平和利用にかたく限定いたしまして、東大生産研を中心にしてお考えがあります。そこで、それが利用されはしないかといふ御議論、御懸念があるのでございますが、あるいは学会でそういう論文を発表すれば、その結果を防衛廳が利用するということはあり得るかもしれない。しかし、これはちょうど空氣を軍人が吸つても、あるいは民間人が吸つても、やはり同じ空氣なんで、使いようによつてどうにでもなるというわけでも、空氣を吸つちやいかぬということは言えないと思います。そういうものにはなるだけ公開にして、そうしてすべてのものに利用できるようにする

ということが本旨だろうと思うのですが、用するかということは、政治家が国民の意思によってきめるべきものであると思うのです。われわれといったしましては、あくまでそういう考え方をもちまして、平和利用を目途としたいまして、科学技術庁に関するものに限りましては厳重にこれを励行して参りたいと思っているのでござります。

○伊藤頸道君 お言葉のよう、長官がこの研究を平和目的だけに限る、これは衆議院の内閣委員会でもそういう意味のことをおっしゃっている。これはその点はよく了解できるわけなんですね。ただ実際問題として、このロケットの開発とか、あるいはまた製造の面で同一の業者が、平和用並びに軍事用とそういうものを同一業者が作つていいというようなことがもしかりとすれば、その境はなかなかむずかしいわけでも、そういう点から、せっかく科学技術庁がいわゆるこの面でいろいろ予算を要求したことが、ロケットのための予算要求が、いわゆる軍事開発の面に利用されはしないか、そういう意見がそういうところから出てくるのではないか、どうか、そういうふうに考えられるのですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 科学技術庁が開発しておりますのは大体六十キロとか百キロ、あるいは将来は三百キロくらいのカッパー・ロケットを中心になつてやっているわけであります。しかし、防衛庁がやっておりますのは、もっと短い空対空とか地対空とか、こういう程度のたとえばエリコン、あるいはサイドワインダー、そういうような性格のものでありますし、性格が

ちよつと違うわけです。科学技術庁の
はエンジンも、燃料も非常に大きい、
最近はこんなに太い、直徑十八メー
ターハーラーのものを上げているのであ
りまして、性格が違いますので、それ
が直接結びつくということは、ちょつと
と考えられないと思います。しかし、それ
はもうやむを得ないことであろうと私
は思います。

○伊藤頭道君 原子力の場合には、その
研究が法律で禁止されているということ
とで、これはもう問題はなからうと思
うのです。現在のところ。ところが、
この問題についてはいろいろ今申し上
げたように、誤解されるような機会が
相当あると思うのですね、誤解され
る面が相当考えられる。そこで、これは
明確に何とか区別する必要があるので
はなからうか、その軍事用と平和用と
の分離の点が非常に必要ではなからう
かと考えられるわけです。またその研
究についても、これはおそらく全研究
を公開するであろうと思うのですが、
この点も間違いなく全面的に公開され
るのであらうかどうか、この点を明らか
にさせていただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 科学技術
庁が大体開発しておりますのは、民主
的の秘密のないということを目途にし
ておりまして、これがたとえば商業上
のパテンントとか工業所有権からくる秘
密を要する部面は、これはやむを得ま
せんけれども、そうでないものに関して
ましては、できるだけ公開するような
原則でやって参ります。

○伊藤頭道君 そこで、これは率直に
お聞きしたいと思うのですが、今ソ連

とかアメリカが次々と人工衛星を打ち上げ、また打ち上げるための準備をしている。科学技術庁長官のあなたの頭の中にも、日本も一刻も早く一つ人工衛星を打ち上げたいと、そういうひらめきがあなたの頭の中にあるのではなかろうか、そういう点を一つ率直にお聞かせ願いたい。

あります。初め南極へ行った目的などが、いぶ変わってきてています。そういう統を離いで高水準の地位にあらうと点からいたしまして、日本が学問の伝統を離れて人工衛星の最新のものであるロケットを使いまして、いろいろなデータをとつて研究することがいいと思ふのであります。そのロケットは最も高度に進んだのが人工衛星というこであると思います。しかし、人工衛星を上げるということになりますと、かなり金がかかりますから、私はまだ日本が上げると決心する段階ではないと、思つております。ロケットに開しましては、そゝ金がかかりませんし、開発もかなり順調に進んでおりますから、私はどんどん進めていった方がいいと思つております。いずれしかし、日本の技術がどんどん伸びていって、財政的にも可能になれば、人工衛星の球体を作るのは、そんなに金がかかるないのです。あれは大体電子関係の機器が中心であります。日本のようにワークで、手でやる作業が非常に多いのであります。そういう意味から日本でも非常に向いておるのであります。いづれは日本が人工衛星の、日本の学術が要求するような機器を作つておられます。アメリカでも現にコスパールに、世界の学界にそういう要望があれば打ち上げてやるというようより申し入れをしています。現にイギリ

ス、フランスはそれに応じて自分の人工衛星を作つておる最中であります。日本もそういう道を行つて、自分の人工衛星をアメリカに上げてもらう、そういう道を行くのが一番いい道だらうと思っております。

○伊藤顕道君 その宇宙の研究については、言うまでもなく、いなければ広範な各面の技術研究者の協力が必要であるうと思う。ところで、新聞などで報ずるところによると、どうも今まではロケットの研究技術者以外の面から、そっぽに向かれるのではなくらうか、こういうようなことが懸念されると、そういう意味のことが報じられて、いるわけであります。もしそうだとすれば、その通りだと思うのですが、この点は事情どうなつております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 新聞はシンボジウムの学生さんや何かの議論をちょつと大きく報道し過ぎたように私は思つてあります。現に私たちが作つております宇宙科学技術準備委員会におきましては、天文台の宮地博士とか、あるいはその他の物理関係の先生方もお見えになつておりまして、大体五つの部門に分けて、第一は宇宙空間物理、これは天文とか天体とか、そういうもの。第二が宇宙空間通信、第三番目が宇宙空間計測、四番目が宇宙空間飛翔体、いわゆるロケットとか何か入ります。最後がその他の部門で、医学とか、心理学とか、そういう五つの部門を分けて、おのおの開発を目指しておるのであります。ほかの学者がそっぽを向くというような事実はないと思つております。

○伊藤顕道君 その宇宙研究について

はいかなる国とも、われわれの要望をして、アメリカとの協力が考えられておりますが、これはどういう目的で、またどういうものをテーマとして協力しようとするのか、この点を明らかにしたいと思います。今、世界の機構といたしましては、コスパールというのがございまして、これは学術関係の宇宙関係の人の集まりであります。しかしコスパールには技術が入つていな

い。そこでロケットとか、通信とか、その他の技術の部面に関しては、各国が大体自分の話に合う国と協力してやつております。たとえばソ連と中共は非常に緊密にやつておる。イギリスとアメリカが緊密にやつておる。アメリカとカナダが緊密にやつておる。こ

ういうわけで、技術の部面は二ヵ国、あるいは數カ国との協力関係ということによって開発しているわけであります。日本の状況を見渡してみますと、日本は、日本を除いた他の先進国

と、今までたとえば太平洋上空における高層気象の研究とか、そういう面では、日本もアメリカも太平洋横断のジェット機をこれから飛ばす関係で、いろいろな連携関係を見まして、アメリカの技術と提携するということは、比較的うまく早くいく。そういう考え方をもちまして、とりあえずアメリカといふものを対象にしまして、できたら

この点はまことに遺憾なわけですが、長官としてこれは年々漸的にといふことをお考へてございましょうけれども、具体的にどういうふうにお考へですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 科学技術に関する費用が国政の全般の費用の振り当つての中、割合に外國に比べて少ないのはまことに遺憾であります。われわれはさらに努力を傾注しなければならぬと思っております。まあ最近は

しかし政府の方も非常に力を入れまして、今までの率からしますと、かなり

日本に知らしてもらつて、学者の研究をするようですが、これはどういう目的で、材料にさしてもらひます。そういう観点から、科学技術とまたどういうものをテーマとして協力

しようとするのか、この点を明らかにしたいと思います。今、世界の機構といたしましては、コスパールといふの技術的な協力関係を推進して参りたいと思つております。今、世界の機構といたしましては、コスパールといふの技術的な協力関係を推進して参りたいと思つております。今、世界の機構といたしましては、コスパールといふの技術的な協力関係を推進して参りたいと思つております。

○伊藤顕道君 今は人工衛星とか、あるいはまたICBMとか、あるいはオートメーション、こういう時代の中、ほんとうに日本を防衛するものは、私としては防衛廳のいわゆる自衛隊を強化することでなくして、今御指摘になつたような科学技術の振興をはかることこそが、日本のほんとうの意味の防衛をはかる基本である。こういうふうに私は考えるわけです。長官としてはこの点どのようにお考へですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私もそのようになります。同感であります。○伊藤顕道君 そこで、科学技術の振興といふことになりますと、まず今御指摘になつておりますように、まず今御指摘になつておりますように、予算の大額獲得といふことと、科学技術者のいわゆる待遇を改善して社会的地位を引き上げる、いろいろ他にもございましょうけれども、予算を獲得することと科学技術者そのものの待遇改善といふことがまず急がれなければならぬ、そういうふうに考へるんですが、この点いかがです。

○国務大臣(中曾根康弘君) それはまさに同感であります。

○伊藤顕道君 そこで昨年の、ちょっと古いことです。昨年十月の二十二日に日本学術会議の第二十九回総会が持たれたと思うんですが、そこで科学者の生活白書が発表されたわけ

ですね、私もこれをよく拝見したわけ
ですけれども、うなづく点が相当あつ
たわけです。そこで、日本の科学者は
一体にいってひどい待遇を受けておる
ということと、そしてまた、研究施設
がなかなかない、研究費にも恵まれな
い、こういう悪条件下にあろうと思ふ
んです、現在は、率直に言って。こう
いう点ではなかなか科学技術の振興を
はかるということは、期待できないと
思うんですけれども、この点について
長官はどうのお考えであります

○伊藤鶴道君 今御指摘になつた点も
そうです。初任給を見ても、最近大企業の
優秀な卒業生がもうちゅうちょすること
となく、民間の大企業へと走つてお
る、そういう動向が言えると思うんで
す。これはいわゆる科学技術の振興を
はかつて経済の拡大強化をはかる、こ
東大の学長を見ますと、戦前におきま
しては大審院長と同じ給与を受けて
おつたんです。ところが今日におきま
しては地方裁判所の中堅判事クラスの
給与しか受けておりません。以下ざつ
とこのランクが下がつております。大
学教授の給料は四万五六千円からせい
ぜい六万円ぐらいの状況であります
て、これをその同じ条件で大学を出て
会社に入った人の給料から見ますと三分
の一とか三分の一ぐらゐに当たる状
況になつております。これでいい人材
を獲得保有することは非常にむつかしいと
思ひますので、大学教授その他研究者
の待遇改善には大いに力を入れて努力
してみたいと思います。

われわれで優秀な人材がみな名せらばに走ってしまうということでは、なかなかかりっぱな計画を立てられても、優秀な人材を集めなければ、研究は期待できないと思うのです。この点について具体的に何かお考えでございましょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大学の教官や、研究者の待遇を改善するためにには、政府の予算が必要であります。政府の予算を出させるためには、人事院勧告が大体必要な状況のもとにあります。そこで、私は科学技術会議の運営委員会を開きまして、そこで人事院勧告を出してもらうといふ話をきめてもらいました。私は淺井人事院総裁にも会いまして、できるだけ早期に、大学教授及び公務員の技術者の待遇を改善する人事院勧告を夏くらいには出してくれ、そういうことを申し入れいたしました。この線に沿って努力したいと思つております。

○伊藤頭道君 先ほど来から申し上げておりますように、給与は低い、研究施設は悪い、設備もない、中には研究費も自費でやっておると、こういう情

○國務大臣(中曾根康弘君) 同感であります。それにはやはり人事院勧告を必要といたしますので、この点につきましては浅井総裁に申し入れておりますとして、科学技術庁といわば、要するに政府関係の研究者の待遇改善ということで申し入れております。

○伊藤謙道君 ただ、待遇改善といつても、今お話しのような、給与については、他の公務員との関係がございますから、他の公務員を引き離して大幅引き上げるということは、今すぐはできないと思うのですね、他とのつり合ないがりますから。ただ、この科学者についていろいろ研究室を、しかも設備を備えて研究室をあてがうとか、あるいはまた研究費自体を一つ何らかの形で補助するとか、こういう面ではできること思うのですが、給与の面は、これは御指摘のように、人事院勧告で出発するわけですし、また他とのつり合ないがございますから、他公務員とのつり合い上、科学研究者だけを特に引き

研究室にいたしまして、ある程度の予算を確保してやっております。しかし、一番根本的な問題は、いい技術者がありまして、やはり人間が一番大事なんですね。やがてこの人間が、何をやるかを見まして、どうなってます。今回募集なんかを見まして、も、旧帝大系統の理科系を出た人は、入ってこない、地方の国立大学の理科系の人が入ってくるという程度のことどまつてます。こうなりますと、非常に重要な役目を果たしております。政府関係の研究所に大きな断層ができるわけであります。これを非常におそれまして、それにはやはり待遇の問題があるわけであります。それで、ほかの公務員との振り合いもござりますので、研究職手当というような形でこれを出してもらいたいと思いまして申し入れいたしているのですが、人が大せい出ない。そこがなかなかかかります。

卒業生との関係が十五分一とか二十六分一とかと、いうようなところもございま
す。そういう点も至急補充しなければなりませんので、三年前から政府は
三ヵ年八千人増員という計画を作りま
して、今年は最終年度で大体その数を
満たしているわけであります。それ
でもまだ足りないので、来年度以降は
さらにもっと大きな計画を作つて充実
していくかなければならないと考えてお
ります。

○伊藤謙道君 この数の点でも大へん
足りないようであります。そこで數
の補充をするという点から、手っ取り
早い一つの方法としては、いわゆる
今、国立、公立、私立まで入れた各大
学の大学院の学生について検討する必
要があるのじゃなかろうかと思ひ、こ
ういう点でいろいろ実情を調べてみま
したが、現在大学院の学生で研究室は
おろか、テーブル一つあってがつてもら
えない、設備があまあと考えられる
のはほんの一端しかない。しかも生活
費とさらにまた研究費に追われて、大
体国公私立の大学生を平均して九七%
ぐらいは、アルバイトをやらざるを得

ういう一大目標からいつても、まことに残念なことだとと思うわけです。もちろん、学校方面については文部省の所管になりますけれども、科学技術の振興を分担しておる科学技術庁としても重大関心があろうと思うのです。そういう意味でお伺いしたわけなんですが、これは文部省とも関係ありますし、また、人事院等にも特に関係が出てくるわけですが、外國に比較しなても、日本のうちでも民間給与のそれと比較して、特に大企業体などのそれと比較しては比較にならないのです。

勢の中で、こういう悪条件につけ込んで、また科学者を安く使おうとする面があるわけです。たとえば各大学などの兼務講師、あるいは各官庁の兼務嘱託とか、また何々委員会の、そういう制度でも安い給与で科学者を使っている。こういうような点はこのままではなかなかかもつて科学者の優遇はできないと思うのですが、まずもつて科学技術庁から一つ実際にこの科学者を優遇してほしいと思うのです。科学技術庁にもやはりこういう学者陣がいろいろな形でおられるのじゃないかと思う

上げるというようなことは今すぐできないと思います。今回そういうものの
一端が通つて、昨年の人事院勧告であ
研究職、医療職の中だるみは正が、今
度の人事院勧告の中には、ほんの雀
涙ほど出ているわけです。こういう点
について具体的にお考えがあつたら、
お聞かせいただきたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 科学技術
府関係の研究所は新しい研究所が多く
ございまので、おかげさまで金属材
料研究所にしましても、放射線医学研
究所にいたしましても、航空技術
合研究所にいたしましても、航空技術

もって現在数の点から不足をつけているのじゃなかろうか、私どもはそういうふうに考えるのですが、実情はどうなんですか、すなわち初任給が低いために、優秀な者はみな民間の大企業に走ってしまうということだけでなく、数の点においても非常に憂慮されるのじゃないかと考えますが、その点はどうですか。

ないといふような実情のようでありますけれども、これはこのままではまことに惜しいと思います。せっかく科学のうんちくをきわめるために大学院学生で行って、アルバイトをして研究時間もそがれるでありますように、もつと生活、さらには研究費にとらわれることなく、思う存分科学に精進できるような方途を講ずるが、まずもつて急務と考えられるわけです。そういう点はいかがですか。

○國務大臣（中曾根康弘君） 大学院の
学生につきましては、今度の予算の編
成によりまして、たしか八千円か一万
円くらい奨学金の額が上げられたはず
でございます。しかし、それだけでも
まだ不十分でございますので、御主張
の線に沿って努力を進める決心でござ
ります。

まして、財團といたしましては倉田立製作所の社長が会長になりまして、二十三億円ばかりの寄付金を集める予定です。そのうち当面現金で集めるものが十二億五千万円、その費用を集めまして、一面においては学者及び技術者等で適当な者に対する補助金を差し上げるとか、あるいは大学と産業界との連携中枢機関にするとか、あるいはいろいろ発明協会その他の各種団体がございますが、それらのヘッド・クオ

やはり科学技術の成果も、最近のよう
な大規模なことを総合的に長時間かけて
やるという仕込みの時間の長い時代
になりますと、すぐ成果が上がらない
のは、非常に遺憾でございますが、し
かし、成果の上がらないのをさせたま
り何かしたらいかぬと思うのであります
。科学技術こそ、これは国家百年の計
でありますから、じっくり腰を落ち
つけて、着々と計画のコースを歩んで
さえいれば私はいいと思っておりま
す。

あるいはさらに、今度は名古屋の通産省の工業試験所をアイソotope関係のセンターにする努力をしておりまして、これが高分子関係を中心にして、しかも民間の研究者もそこへ研究室を作れるよう開放研究室にいたします。日本がこれから開拓すべき一つの大重要な要素として放射線科学という面を今開拓しつつある最中でございまして、これ、今島吉郎博士等の問題が、日本

○国務大臣（中曾根康弘君） 大学院の充実強化ということは、お説の通り当面の緊急な課題でありまして、政府といたしましても、大学院の学生に対する奨学金を上げるとか、あるいは大学院で講堂を持つ教授の待遇を改善するとか、しさか改善はいたしておりますが、もつとさらに力を要する面が多くあると思います。大学院の強化ということは、当面の重要な問題でありますので、今後とも努力したいと考えております。

○伊藤顯道君 そこで、長官も幸いそういうようなお考えのようでありますから、これを具体的に推進するためには、やはり大学院の学生が安心して研究に没頭できるためには、おおよそのところ、月額で一万から一万五千円ぐらい必要じゃなかろうかと思いまます。が、こういう点を今直ちにここでいうことではなくて、十分文部省とともに緊密な連絡をとられ、さらに人事院も関係あろうと思いますが、こういう関係官庁で早急に実現して、いわゆる科技大学の振興については九千万国民はみな期待しておると思うのです。そういう大事なことでございますから、十分緊急にこの問題を具体的に解決する

○伊藤顯道君 最近、これは新聞で承知したのですが、政府とか民間、あるいは学者が相寄って日本学術会議振興財団、こういうものを設置されたようになりますが、内容について報道されておりますが、内容について私ども知る由もないのですが、これほどのような要領で運営されるのか、こういう点についてごく要領だけをわかるように御説明いただきたいと思います。なお続けたいのですが、きょうは時間の関係もございまして、これを最後にしてきょうのところ質問を打ち切りたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 日本国科学技術振興財団は民間の科学技術のPR、あるいは産業と学術との共同、連絡並びに実施等の機関を目的にして設立されました。元来、こういう仕事は科学技术庁に宣伝局と申しますか、情報宣伝局ぐらい作って、大いに国費でPRすべきものであります。が、しかし、役人がやったのでは能率も悪いし、民間とのなじみも薄くなるという關係から、財界並びに学界の有効力者にいろいろお願ひをしましたら、きん然として設立して下さいました。政府は七千万円の補助金を拠出いたし

外」になりましたして、これを後援するあるいは総合調整する。こういうことと同時に、科学技術の推進の博物館を作りまして、そうして地方から中学生や高等学校生が東京見物に来たら、必ずその博物館を見て帰るようとにいう、こういう構想のもとに、博物館建設ということも当面の大きな仕事の一つの内容に載せております。

す。具体的な成果につきましては、まあ原子力委員会と同時に原子力局というものが科学技術庁に作られまして、これが原子力研究所の充実、あるいは大学における原子力研究、民間企業における原子力研究といふものにつきまして相当力を入れまして、そうしてアメリカ、イギリス、カナダ等と協定も作りましたし、あいはコールドホークの動力炉をイギリスから輸入するところも決定いたしましたし、原研内部におきましては、いろいろな構想でいろいろな企画が進められておりまして、たとえば平均質炉というアイデアは、原研が世界に誇る独創的なアイデアでありまして、各国も非常に注目しているアイデアですが、もし成功するといふと、増殖炉等の関係で発電コストが相当安くなるという見通しがありますて、この平均質炉の臨界実験装置を作つて実験できるところまで実はきております。

それがから金属本業等の問題が日本で最も多くあるので、金属材料技術研究所を作りました。それで、金属材料技術研究所を作りました。そして、これが大幡製鐵やその他各工場から試験研究を依頼され、あるいはこちらからも連絡いたしまして、かなり成果を上げております。

それから理化学研究所というものが衰微しておったのであります。これが昔の大理研としてドイツのマック社ス・プランク・インスティテュートみたいな総合研究所に育て上げるべく努力をいたしました。法律の改正等もやりまして、いよいよ実現をして、ことしは十万坪程度の所へ移転をして大理研建設への基礎を固めるというところまで参りました。

そのほか科学技術情報センターといふものを作りまして、科学技術の推進になる情報の収集とすることが非常に大事なんです。そこで海外情報を一手に引き受け、これを一冊の本に各分野にわたって毎月作り上げて、それを関係会社やあるいは研究所に買ってもらつて、一ヵ所で相当な金を入れて情報を集めると、科学技術情報センターもできました。

それから航空技術研究所も、いよいよ

上選音速風洞がいよいよ完成するというところで参りまして、これが来たるべきジェット機あるいはそのほかの航空機あるいはロケット機等の試験研究に大いに役立つようになると思っております。

て諸般の諸間に答えて答申をいたして
おりまして、それがいろいろな面で今
活用されつつあるわけであります。た
とえば国鉄の電化というようなこと
は、カロリー計算からして石炭よりも
電気の方が安いという勧告をしたの
で、電化はほとんど行き渡っていると
いうことから、あるいは今回の台風に
際しましては、資源調査会が綿密な調
査を伊勢湾一帯にやりまして、この調
査したことがあつもになつて、次の建築
の構造なり、設計なり、各省間の連絡
調整ということを行なわれるようにな
りつつあるということで成果を上げて
いると思います。まあ二、三考え方
したことを中心上げるとそのようなこと
でござります。

○山本伊三郎君 ただいま長官は、な
かなかいろいろと内容豊富な説明が
あつたんですが、これは一つそういうう
今まで取り上げて現在まで成果は上
がつたそういう記録があると思います
が、一つぜひこちらに配つていただき
たいと思います。筆記するいとまもな
いほどたくさん言われましたから、な

そこで、実はこの資料をきょういろいろ言わましたが、これだけの予算でそれだけの成果が上がったと言えるならば、非常にまあ努力されたと思いますが、実際問題で、科学技術者の人的構成とか、あるいは、その専門技術家なり科学者が、どういう配置しているか。この点、一つ御説明願いたいと思う。

○國務大臣（中曾根康弘君）　ただいまの二億三千五百万円の予算は、今年度の予算で、これから実施いたします宇宙開発関係の経費の総合でござります。それで、科学技術庁の科学技術政策を推進する仕組みは、科学技術庁といたしまして、原子力局、振興局、それから資源局、計画局とございまして、それがいろいろ所掌事務をなしておられます。その付置機関として、金属材料技術研究所、それから空技術研究所、それから放射線医学研究所などがあります。そういうふうな直接の付置機関になっております。それから、監督する機関のはかに、科学技術庁は各都の科学技術関係の予算を調整する権限をもつております。従いまして、農林省でも、大蔵でも、通産でも、研究所の予算といふものは、一応科学技術庁で今部目を通しまして、そして重複がないように、また重点的な配置がとられるよう、予算の見積もりを調整しま

で、その結果を大蔵省が採択するという関係になつております。それから更に子力予算につきましては、科学技術庁の原子力局で一括計上して、それを各省に配分する、こういうことになります。子力予算について大蔵省的な仕事すら、ある程度しているわけでござります。こういうような機構によつて、各省、政府全体の科学技術の振興にも努力しております。しかし、それだけではまだ不十分でありますので、科学技術会議というものをこの前作つていただきまして、それによつて、総理大臣を議長にして、大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、それに科学技術庁長官、それから日本学術会議の会長と、二人の専任委員がさらに入りまして、これが総理の諮問に答えて総合的な計画を作りまして、ここで文部省と科学技術庁の関係、そのほかすべての関係を調整いたしまして、国策として統一して推進することにしておるのをございます。

○山本伊三郎君　ちょっと、総体のその人員の配置、要するに専門家の人員の配置がどうなつておるか。この点一つ。

○国務大臣(中曾根康弘君)　官房長から御説明いたさせます。

○政府委員(原田久君)　現在、三十五年度におきまする定員を申し上げますのが、総数千六十一名でござります。

で、その関係の内訳が専門別にどうなつておるかということになりますが、ただいまこまかい資料を持ち合わせておりませんが、研究所関係が七百十二名でございます。千六十二名のうち、七百十二名でございます。で、七百十二名の内訳は、ほとんど大部分が

研究関係の人でございます。で、分野といたしましては、航空、金属、放射線医学というような研究所でございますので、物理、化学、金属、それから医学、そいうったような各般にわたっております。大体以上でございます。

○山本伊三郎君 それじゃ、次にちょっとお伺いいたしますが、先ほど伊藤委員からも若干触れられたようございまが、この提案理由の説明の中の、第一ページのあとの方ですが「わが国と特定国との協力について急速に話し合いが進んでおり、近く協力が具体化する見込みであります。」と、こうなつておるんですが、これはおそらくアメリカのことだと思いますが、どうでござりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その通りでございます。

○山本伊三郎君 それでは、具体化しておると、いふんですが、内容はどういう点で、先ほどちょっと触れられたと思いますが、きわめて簡潔に、一つ具体化しておる内容はどういうものであるか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先般糸川教授以下に行つてもらいまして、向こうともいろいろ話し合いまして、その結果、大体われわれが目ざしておる分野といふものは、先ほど申し上げました宇宙、空間、物理学以下五つの分野がカバーすべき分野であります。それから、それを実行する方法として、技術者の交流とか、あるいは研究所の視察、立ち入りとか、あるいは共同研究会議の開催とか、あるいは、たとえばロックットならロケットといふものを中心にした研究会とかあるいはパラボラ・アンテナという、三十一メートル直径

の、おわんのようなアンテナを日本も作りまして、これは月を中心にして、アメリカとも通信ができる。これがでないと、世界宇宙通信ができるときにはアジア・センターになつて参ると思いますが、それを目ざしているのでござりますけれども、そういうものの建設に関するアメリカとの協力とか、そういうようなことが太体内容になるだらうと思います。

○山本伊三郎君 それでは、将来協力をやっていく場合に、具体的な何か委員会とか、協力會議とか、そういうものをお持ちになるような考え方があるのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これはまだ向こうともそろいこまかい、深いところは話し合つておりますが、専門家のそういう打ち合わせ会と申しますか、研究会というものは、やはり必要になるのではないかと思います。

○山本伊三郎君 それでは、先ほどの、日本の今現在やつておるロケットの説明が若干ございましたが、現在日本のロケットを試験されておるが、実際やつておるロケットの速力は、何マッハぐらいのものができておるか、この点一つ。速力です。

○政府委員(久田太郎君) マッハで申し上げますと、二ないし三ぐらいかと存じます。

○山本伊三郎君 現在、主として秋田県でやられておるということを新聞で聞いておるのであるが、年間、どの程度試験的に発射されておるか、その点おわかりになつたら一つ。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは東大の生産技術研究所がやつておるので

「三」主管は文那省の方でや

昭和三十五年四月五日【參議院】

第一卷 第四編

置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3
監事は調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める

ときは、関係行政機関の長に対
する資料の提出、意見の開陳、説

し
資料の提出 意見の開陳 説明その他必要な協力を求めること

ができる。
（庶務）

第八条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第六条 この法律は定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機關職員定員法（昭和二十一 年三月三日法律第百二十六號）の一部之

四年法律第二百二十六号の一部を
次のように改正する。

第二条第一項の表總理府の項中「本府二、六六五人」を「本府二、

六六八人」に、「計二三、五七九人」
名下二三、五八「人云故也、同

表合計の項中「六八七、四五四人」

3 総理府設置法（昭和二十四年法）

律第二百二十七号) の一部を次のよう
に改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業
基本問題調査会の項の次に次のよ

基づき問題を全巧の次に並べて、
うに加える。

ございまして、主管は文部省の方であります、われわれの方も総合的に協力しているわけであります。で、大体カッパーというものを開発して打ち上げておりますが、大体十個程度のロケットを打ち上げております。

○山本伊三郎君 それでは、もう二、三、お聞きしておきたいのですが、実は先ほど長官からるとわが国の科学開発振興についての抱負を述べられたと思うのですが、現在日本の科学がおくれておることは、これはもうすでに国民も知つておるのでですが、現在大学とか、専門家の養成ということに重点を置かれておるということも、これもやむを得ないと思うのですが、しかし、諸外国の、もう科学の発達した経緯を見てみますと、これは文部省関係になるかしませんが、幼少のときから科学知識、科学思想というものを涵養しなきゃいけない。私最近、戦後でございますが、新聞で、日曜版で、非常に幼少のころに読みやすいような、科学思想を涵養するような記事が毎日曜載っておりますけれども、こういうところから、いわゆる幼少のころは国民全般にこの科学思想というものを涵養しなければ、成長してから一部の人には専門的に教えて、これは国全体の科学の振興開発にはならんと思うのですが、この点について科学技術庁として、文部省に対してそういうサゼスチョンと申しますか、勧奨をする権限が現在あるのがどうか、この点一つお聞きしたい。

について協力関係はできると思います。幼少のころから科学技術関係の知識と親しみを持たせるということは、非常に重要であると思います。しかし、具体的にどういうふうにやるかとなりますと、これは一つは、小学校や、中学校のころから読んでいるいろいろな本がございます、小学何年生とかも。そういうものになるだけ科学的な知識を入れたものをどんどん出してもらおう、あるいはテレビの番組で夕方子供が見る時分にそういうのをどんどん出してもらう。そういうふうなどころからもう少し力を入れて参りたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 全く同感でございます。NHKには特に教育テレビというものがございますのですから、そういう思想を伴わない中立的な科学技術というものについて、かなり大胆にやるよう御趣旨を体しまして、善処していきたいと思います。

○山本伊三郎君 じゃあいろいろまだあるんですが、実はきょう時間の関係もありますし、また次回に譲りたいと思ひますので、本日はこれで終わります。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) それでは速記を起こして。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後三時三十三分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農地被買収者問題調査会設置法案

一、國家公務員灾害補償法等の一部を改正する法律案

農地被買収者問題調査会設置法案

農地被買収者問題調査会設置法(設置)

第一条 総理府に、附屬機関として、農地被買収者問題調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、次に掲げる法律の規定により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査審議する。

一 旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）

二 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第二条第一項第一号

三 条第一項又は第五項第一号から第六号まで

（組織）

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門調査員）

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第六条 調査会に、幹事十人以内を

置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること(庶務)

第八条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第九条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表總理府の項中「本府二、六六五人」を「本府二、六六八人」に、「計二三、五七九人」を「計二三、五八二人」に改め、同表合計の項中「六八七、四五四人」を「六八七、四五七人」に改める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業基本問題調査会の項の次に次のようになる。

農地被買収者問題調査会

農地被買収者問題調査会設置法（昭和年法律第号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

4 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

（國家公務員災害補償法の一部改正）
第一条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の第九条第三号を次のように改め、同条第六号を削る。

三 障害補償

イ 第一種障害補償

ロ 第二種障害補償

第十三条第一項中「障害補償として、」を「同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として、」に改め、同条第五項中「加重した場合に、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。ただし、同項の規定による等

級が第三級以上になる場合は、この限りでない。
第十三条に次の一項を加える。

6 第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第一中の他の等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めることにより、新たに該当するに至つた等級に応する障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわない。

第十四条中「国は、」の下に「人院規則で定めるところにより、」を加える。
第十九条 削除
第十九条第一項中「補償を受けられるべき者」を「第二種障害補償又は遺族補償を受けるべき者」に改める。

第二十条第一項中「補償を受けられるべき者」を「同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身

体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として、」に改め、同条第五項中「加重した場合に、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。
第二十一条第一項中「受け若しくは」を、「文書」の下に「その他の物件」を加える。

第二十二条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を、「文書」の下に「受け若しくは」を加え。

第二十八条第二項を削る。

第三十四条第一号中「文書」の下に「その他の物件」を加える。

別表第一日数の欄中「一、三四〇」を「二四〇」に、「一、一九〇」を「二一三」に、「一、〇五〇」を「一八八」に改め、同表第十三級の項目中「第三の足指を含み」を「第二の足指を含み」に改め、同表備考一中「万國式視力表」を「万國式試視力表」に改める。

別表第二等級の欄中「第二級」を削り、同表日数の欄中「二一三」を「一八八」に改め、同表第三級の欄中「第三級」を削る。
（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給与」の下に「及び公務による災害補償」を加える。
第十四条の次に次の一条を加える。
（災害補償）

第十五条 特別職の職員（第一条第三十号及び第三十一号に掲げる特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた特別職の職員に対する福祉施設については、一般職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

第三条 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「及び第六十八条の規定並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条に規定する職員に係る」を「第六十八条及び」に改め、「当該基準」の下に「（船員法第九十二条に規定する基準による場合において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条规定中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、船員法第九十二条に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月数の六分の一の月数」と読み替えて国家公務員災害補償法第十三条规定（第一種障害補償に関する部分に限る。）及び関係規定を適用した場合における基準とする。」を加える。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中中国家公務員災害補償法第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十一条第一号の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（障害補償に関する経過措置）
第二条 この法律（前条ただし書に係る部分を除く。）の施行前に生じた事由に係る障害補償については、なお從前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「又は同法第十九条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を削る。

附則第二十条第三項中「第九十九条中」を「第八十一条第二項中「公務傷病がなおつた時」とあるのは「公務傷病がなおつた時又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」と、第九十九条中「に改める。

（第一種障害補償等の額に関する調整措置）
第四条 改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）の規定による第一種障害補償を受ける者が、同時に、国家公務員共済組合法の規定による公務による障害年金を受けることができる場合（同法第八十六条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）には、その者に支給すべき新法の規定による第一種障害補償の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分により、その年額から当該疾年金の算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額を減じた額とする。

一 国家公務員共済組合法別表第一の上欄の一級に該当する者

百分の五十七・五

二 同欄の二級に該当する者
百 分の四十二

三 同欄の三級に該当する者
分の二十六・五

第五条 新法の規定による休業補償
又は第一種障害補償を受ける者

が、同時に、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）の規

和二十九年法律第百十五号)の規定による障害年金の支給を受ける

ことができる場合には、その者に支給すべき新法の規定によるこれ

らの補償の金額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号

の定めるところによる。

休業補償についての各の金額からその支給期間に対応する

期間に係る当該障害年金の額の
百分の五十七・五に相当する金

額を減じた額

その年額から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する

金額を減じた額

第六条 新法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を

受ける者についての恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十八

条ノ五の規定の適用については、
同条中「六年間」とあるのは「当

該補償ヲ受クル間」と、「当該補償又ハ合計、金額、六分、一二日目

又ハ総付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当
スル金額」とあるのは「当該補償

「ノ年額」と読み替えるものとす
る。

四月一日本委員会に左の案件を付託さ

一、國家公務員に対する寒冷待遇が問題となつた。

國朝文獻卷之三

当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する
請願(第一三五九号)
一、建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一三六八号)
(第一四三四号)
一、運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一三六九号)(第一四三三号)(第一五〇二号)
三七〇号)(第一三八四号)
一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一三七二号)(第一三七三号)
(第一三七四号)(第一三七五号)
(第一三七六号)(第一三七七号)
(第一三七八号)(第一三七九号)
(第一三八〇号)(第一三八一号)
(第一三八二号)(第一三八三号)
(第一三八五号)(第一三八六号)
(第一三八七号)(第一三八八号)
(第一三九号)(第一三九〇号)
(第一四一号)(第一四四二号)
(第一四三号)(第一四三六号)
(第一四三七号)(第一四三八号)
(第一四三九号)(第一四三〇号)
(第一四四一号)(第一四四二号)
(第一四四三号)(第一四六八号)
(第一四六九号)(第一四七〇号)
(第一四七一号)(第一四七二号)
(第一四七三号)(第一四七四号)
(第一四七五号)(第一四七六号)
(第一四八二号)(第一四八三号)
(第一四五〇四号)(第一四五〇五号)
(第一五〇六号)(第一五〇七号)
(第一五〇八号)(第一五〇九号)
(第一五一〇号)(第一五一一号)
(第一五一二号)(第一五一三号)
(第一五一四号)(第一五一五号)
(第一五一六号)(第一五一七号)
(第一五一八号)(第一五一九号)

- (第一五二三号) (第一五二三号)
- (第一五四四号) (第一五二五号)
- (第一五六六号) (第一五二七号)
- (第一五二八号) (第一五二九号)
- (第一五三〇号) (第一五三一号)
- (第一五三三号) (第一五三三号)
- (第一五三四号) (第一五三五号)
- (第一五六六号) (第一五三七号)
- (第一五三八号) (第一五五九号)
- (第一五六〇号) (第一五六一号)
- (第一五八九号) (第一五九〇号)
- (第一五九一号) (第一六〇七号)
- (第一六一五号)
- 一、軍人恩給の加算制復元に関する
請願(第一三八五号)(第一三八六
号)(第一三八七号)(第一五〇〇
号)(第一五五七号)(第一六一三
号)
- 一、自治省設置反対に関する請願
(第一四二二号)(第一五六四号)
- 一、公務員の給与引上げに関する請
願(第一四二六号)
- 一、公務員の給与引上げ等に関する
請願(第一四二七号)(第一四二八
号)(第一五九四号)
- 一、国有林野事業從事の定員外職員
の定員化に関する請願(第一四二
九号)
- 一、北海道開発局勤務の定員外職員
の定員化に関する請願(第一四三
〇号)(第一四三一号)(第一四三二
号)(第一四五〇号)(第一五六二
号)(第一五六三号)
- 一、行政機関勤務の定員外職員の定
員化に関する請願(第一四六七号)
(第一四八一号)(第一五七八号)
- 一、元琉球政府等職員の奄美群島分
離期間中の恩給年限通算に関する

一、公務員の寒冷地手当に関する請願（第一四八九号）
願（第一五三九号）（第一五七七号）
一、旧滿州国政府日系官吏在職期間を国家公務員共済組合法上の職員在職期間に通算するの請願（第一六三三号）

ら、(公社、現業官署においては既額の措置がとられている)すみやかにこれが改善措置を講ぜられたいと願ふ。

第一三六八号 昭和三十五年三月八日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員に関する請願

請願者 東京都北多摩郡小川新田一、〇二
木村幸吉 稲浦 鹿藏君

建設省、北海道開発局、運輸省港
事局に勤務する定員外職員(常勤的非常勤職員)は、業務並びに
と責任をもち、しかも長期にわた
統勤務を行なつてゐるにもかかわ
不合理かつ不当な待遇を受けてい
ら、これら定員外職員全員の定員
はかられたいとの請願。

第一三四四号 昭和三十五年三月八日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員
に関する請願

請願者 新潟市長瀬 伊藤紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一三六八号
じである。

第一三六九号 昭和三十五年三月八日受理

運輸省港湾建設局勤務の定員外職
員化に關する請願(二通)

請願者 新潟市田中町四四
佐藤邦夫外一名
紹介議員 佐藤 芳男君

港湾工事遂行の中心となつて働いてい
る運輸省港湾建設局の定員外職員は、
定員内職員と全く同質の仕事と同量の
工程をあげているにもかかわらず、定
員外であることによつて給与その他の
面でいろいろの差別待遇を受けて苦し
んでいるから、これら定員外職員の切
実な要望を実現するため、運輸省港湾
建設局の定員を現在の四千五百九十八
名から七千三百三十五名に増員せられた
いとの請願。

第一四三三号 昭和三十五年三月十
八日受理

運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の
定員化に関する請願

請願者 山口県下関市豊町八三

この請願の趣旨は、第一三六五号と同
じである。

第一四五〇号 昭和三十五年三月二
十一日受理

運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の
定員化に関する請願

請願者 新潟市白山浦一ノ三五

この請願の趣旨は、第一三六九号と同
じである。

第一四三七号 昭和三十五年三月十
五日 中村炳昌

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同
じである。

第一四三九号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省地理調査所勤務の定員外職員の
定員化に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七

ノ一、〇〇〇全建設省
労働組合地理調査所支

部内 阿部政弘
紹介議員 田中 清一君

建設省地理調査所においては、定員内
職員が不足しているため、事業遂行上

これら定員内職員と同一職務内容及び
責任を持ち、しかも長期にわたつて継
続的勤務をしている常勤的労務者（準
職員）六十六名と常勤的非常勤職員（臨
時職員）三百三十三名が定員外職員と
して雇用されているから、これらを定
員内職員として地理調査所における国
家的急務を要する事業遂行に万全を期
せられたいとの請願。

う、同省勤務の臨時職員の全員を定員
化せられたいとの請願。

第一三七二号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（二通）

請願者 山口県岩国市人絹町

時職員）三百三十三名が定員外職員と
して雇用されているから、これらを定
員内職員として地理調査所における国
家的急務を要する事業遂行に万全を期
せられたいとの請願。

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一三七二号と同
じである。

第一三七三号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省地理調査所勤務の定員外職員の
定員化に関する請願

請願者 千葉県松戸市岩瀬二三

この請願の趣旨は、第一三六五号と同
じである。

第一三七八号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 新潟県三島郡越路町来

この請願の趣旨は、第一三七〇号と同
じである。

第一三七四号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 秋田市八橋片田添二五

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三七五号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（二通）

請願者 一、〇二九 大森大二

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三七六号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 岡山県西大寺市西大寺

この請願の趣旨は、第一三六九号と同
じである。

第一三七七号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 一、〇二九 大森大二

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

紹介議員 羽生 三七君
請願者 新潟県三島郡越路町大
字岩野 大塚七藏外一

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三七八号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（三通）

請願者 新潟県長岡市上中島町
一丁目 中野甚三郎外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八一号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（四通）

請願者 新潟県中魚沼郡津南町
大割野 岡崎勝男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八二号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（四通）

請願者 新潟県新井市大字石塚
四三八 横尾常男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八三号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 新潟県新井市大字石塚
四三八 横尾常男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八四号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 新潟県新井市大字石塚
四三八 横尾常男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八五号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 二、多田又三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八六号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八七号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 長野市大豆島 鶴貞男

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

する請願（二通）
請願者 山口県岩国市錦見一三
六 松本秀雄外一名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八〇号 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（三通）

請願者 富山県上新川郡大山町
上瀬 鮎岡淳子外二名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八一號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（二通）

請願者 新潟県中魚沼郡津南町
大割野 岡崎勝男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八二號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願（四通）

請願者 新潟県中魚沼郡津南町
大割野 岡崎勝男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八三號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡津南町
大割野 岡崎勝男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八四號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡津南町
大割野 岡崎勝男外三

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八五號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八六號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 波子外一名

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八七號 昭和三十五年三月十
八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に
関する請願

請願者 長野市大豆島 鶴貞男

この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一三八三号 昭和三十五年三月十 八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十二通)	請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 南雲キミ子外十一名 紹介議員 武内 五郎君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四三八号 昭和三十五年三月十 八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 大分県北西部郡佐賀関 町字大志生木 姫野為喜 紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四三九号 昭和三十五年三月十 八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 滋賀県甲賀郡水口町大 字水口 太田正光 紹介議員 樋 繁夫君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四四〇号 昭和三十五年三月十 八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 大阪市此花区春日出町 三三〇 森田宏外七十 五名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四四一号 昭和三十五年三月十 八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 山口県岩国市大字杭 名 小山博 紹介議員 木下 友敬君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四四二号 昭和三十五年三月十 八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 秋田市保戸野原の町市 營住宅六号 清水英明 紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四四三号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(五通)	請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 子一也外四名 紹介議員 清澤 俊英君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四四四号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 新潟県長岡市大工町 三 佐藤捨三郎 紹介議員 辻 政信君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四四五号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 新潟県三島郡寺泊町大 河津町疊井 中村七郎 紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四五五号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 島取県倉吉市宮川町全 部内 若本郁夫 紹介議員 手島 栄君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四五六号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 新潟県南魚沼郡六日町 西泉田 阿部五作外一 名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。
第一四六九号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)	請願者 長野県上田市鷹匠町 斎藤定栄 紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四六八号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 山口県岩国市大字室木 四〇ノ一 山本甫 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四六九号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 今立 武 紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七二号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 下幹夫 紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七二号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 広島県大竹市榮町 中 紹介議員 手島 栄君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七五号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 新潟県南魚沼郡六日町 西泉田 阿部五作外一 名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。										
第一四七三号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 長野市上千歳町一、三 七 小林正子 紹介議員 重盛 真治君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七四号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 東京都中野区城山町四 七 小林正子 紹介議員 重盛 真治君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七五号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 新潟県三島郡寺泊町大 河津町疊井 中村七郎 紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七六号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 島取県倉吉市宮川町全 部内 若本郁夫 紹介議員 手島 栄君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	第一四七七号 昭和三十五年三月十 九日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願	請願者 新潟県南魚沼郡六日町 西泉田 阿部五作外一 名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。												

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四八二号 昭和三十五年三月十九日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(四通)

請願者

埼玉県北葛飾郡松伏村
築比地二、五九九 鈴木一男外三百九十九名

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一五〇三号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(四通)

請願者

広島県佐伯郡大野町
八、六一二 村瀬春夫

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一五〇四号 昭和三十五年三月十二日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者

高森文雄外二名
亀谷 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一五〇五号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者

富山県上新川郡大山町
紹介議員 安井 謙君

請願者 新潟県長岡市土合町
小越リク子外二名

第一五〇九号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 松野 孝一君

第一五〇六号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 富山県上新川郡大山町
上滝 浜本大蔵

第一五〇七号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 三重県桑名市東太一丸
全建設省労働組合東海地方本部桑名支部内
加藤正吉

第一五〇八号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 永野 譲君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 岡山県西大寺市今町
在本てる子

第一五〇九号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 岐阜県今市市瀬川一七
二ノ二 阿部二一郎外

第一五一〇号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 手島 栄君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 山口県岩国市大字室木
四〇ノ一 好岡正行

第一五一一号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 千葉県東葛飾郡関宿町
新戸 石塚留吉外九十九名

第一五一二号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 新潟県長岡市大島町五丁目
横山惣次

第一五一三号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 市川 政信君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 千葉県船橋市宮本町四
ノ一、八七二 長谷川 貞雄外九十九名

第一五一四号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 新潟県長岡市大島町五丁目
横山惣次

第一五一五号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 市川 政信君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 千葉県東葛飾郡関宿町
新戸 石塚留吉外九十九名

第一五一六号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 市川 政信君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 千葉県船橋市宮本町四
ノ一、八七二 長谷川 貞雄外九十九名

第一五一七号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 東京都品川区大崎本町二ノ四二一 小野京子

第一五一八号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 新潟県長岡市大島町五
丁目
横山惣次

第一五一九号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 市川 政信君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者 千葉県船橋市宮本町四
ノ一、八七二 長谷川 貞雄外九十九名

第一五二〇号 昭和三十五年三月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者

千葉県市川市河原番外
ノ一 平島正明外九十九名

紹介議員

伊能繁次郎君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者

昭和三十五年三月二十一日受理

紹介議員

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二一號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

栃木県宇都宮市今泉町
六二五 八代昭市外九十九名

紹介議員

植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者

昭和三十五年三月二十一日受理

紹介議員

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二二號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

栃木県宇都宮市今泉町
六二五 八代昭市外九十九名

紹介議員

桜井 春彦君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者

昭和三十五年三月二十一日受理

紹介議員

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二三號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

栃木県宇都宮市仲之町
六、四四七 須藤角次
外百名

紹介議員

武藤 常介君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者

昭和三十五年三月二十一日受理

紹介議員

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二四號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

群馬県邑楽郡明和村大字須賀一五九
内田喜作外九十九名

紹介議員

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二五號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者

賀治助外九十九名

紹介議員

大森 創造君

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二六號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

群馬県碓氷郡松井田町
大字坂本八八四 笠原 信江外九十九名

紹介議員

大和 与一君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

請願者

千葉県東葛飾郡流山町
加一、四八一 鈴木亮

紹介議員

野上 元君 外九十九名

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二七號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

千葉県東葛飾郡流山町
加一、四八一 鈴木亮

紹介議員

第一三七一號 同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二八號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

群馬県碓氷郡松井田町
大字坂本八八四 笠原 信江外九十九名

紹介議員

大和 与一君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五二九號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

群馬県常陸太田市内田
町 榎山伊予外九十九名

紹介議員

森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一三七一號 同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三〇號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

群馬県野田市西三ヶ尾
六六六 金子保外九十九名

紹介議員

鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一三七一號 同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三一號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

群馬県東葛飾郡関宿町
五、二七〇 松本秋次 外九十九名

紹介議員

片岡 文重君

この請願の趣旨は、第一三七一號 同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三二號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県南魚沼郡六日町
仲田 中村利夫

紹介議員

鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三七一號 同じである。

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

武内 五郎君

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三三號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三四號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三五號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三六號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三七號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三八號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五三九號 昭和三十五年三月二十一日受理

請願者

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

紹介議員

新潟県三島郡越路町字
浦水内泰治

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 清澤 俊英君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	町 生方直治外二名 第一五五九號 昭和三十五年三月十二日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 島 清君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	十九名 第一五九〇號 昭和三十五年三月十三日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 佐々井護 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	十六名 第一三八五號 昭和三十五年三月十八日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 安井 謙君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	九十九名 第一五六〇號 昭和三十五年三月二十二日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 山田 節男君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	一室脇清美 第一五九一號 昭和三十五年三月二十三日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
紹介議員 山田 節男君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	百五名 第一五五七號 昭和三十五年三月二十二日受理 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 下村 定君 この請願の趣旨は、第一三八五號と同じである。	中野 文門君 第一三八六號 昭和三十五年三月十八日受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願
紹介議員 佐野 廣君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	長 川上壽与松 第一六〇七號 昭和三十五年三月二十四日受理 (十一)通 軍人恩給の加算制復元に関する請願
紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	下村 定君 第一六一三號 昭和三十五年三月二十四日受理 (二通) 軍人恩給の加算制復元に関する請願
紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	内 岡本丑太郎外十八名 京都労働組合連合会 自治省設置反対に関する請願 第一四一二號 昭和三十五年三月八日受理
紹介議員 中野 文門君 この請願の趣旨は、第一三八五號と同じである。	重盛 潤治君 政府は第三十四回通常国会に自治厅を設立する法律案を提出しようとしているが、地方自治は民主政治の基盤として、憲法の定めるところに従い、住民の意志のもとに住民の福祉の向上を目的として運営されるべきであるにもかかわらず、最近の地方自治の現状は、制度的にも財政的にもいくたびか改悪され、教育委員会の公選制廃止、東京都特別区長の任命制実施、町村合併の強制促進、地方財政再建促進法の制定、首都圈案、道州制案等枚挙にいとまない実情で、このようない連の進行を背景として、監督官庁である自治府の権限を増強することは、政府の指揮統制下に地方自治体を完全に緊縛するものであり、旧内務省の復活に通ずるものであるから、国会はこれ
紹介議員 佐野 廣君 この請願の趣旨は、第一三七一號と同じである。	湯澤三千男君 十四日受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 (七通) 木原元軍関係者擁護連盟家中支部内 渡辺勇 外一名 第一三八七號 昭和三十五年三月十日 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

に反対せられたいとの請願。

第一五六四号 昭和三十五年三月二十二日受理
自治省設置反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町八一 富塚忠次郎

この請願の趣旨は、第一四一二号と同じである。

第一四二六号 昭和三十五年三月十八日受理
公務員の給与引上げに関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関二ノ二総理府恩給局職員組合内津村忠彦

紹介議員 鶴園哲夫君

公務員の現在の賃金は民間の平均賃金と比較して大きな格差があり、この賃金では憲法の保障する健康で文化的な生活を営むことは困難であるから、全公務員の基本賃金を一律に三千円引き上げられたいとの請願。

第一四二七号 昭和三十五年三月十八日受理
公務員の給与引上げ等に関する請願(四通)

請願者 東京都中央区月島西仲通七ノ四 高津順吉外三名

紹介議員 鶴園哲夫君

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を審議するにあつては、公務員の生活の安定と向上のために、(一)公務員の基本賃金を一律に三千円引き上げること、(二)職群別俸給表を撤廃して全俸給表を等級に

関係のない通し号俸とすることにより最短期間の昇給ができるように給与制度を改めること、(三)現行給与制度上の不均衡を是正するための措置をとること、(四)暫定手当をすべて本俸に織り入れ地域による賃金の格差を廃止すること、(五)最低三・五箇月分の年間

一時金を支給するよう措置すること、それが実現するよう格段の考慮をせられたいとの請願。

第一四二八号 昭和三十五年三月十八日受理
公務員の給与引上げ等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四全商工労働組合内渡辺光雄

紹介議員 栗山良夫君

この請願の趣旨は、第一四二七号と同じである。

第一四五四号 昭和三十五年三月二十三日受理
公務員の給与引上げ等に関する請願

請願者 東京都千代田区竹平町三白川寛一

紹介議員 平林剛君

この請願の趣旨は、第一四二七号と同じである。

第一四三〇号 昭和三十五年三月十八日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 札幌市北八条東十二丁目成田正和外一名

紹介議員 荒木正三郎君

北海道開発局に勤務している四千六百七十名(常勤職員一千五百七十四名、非常勤職員三千九十六名)の定員外職員は、五千八百四十二名(内北海道開発局五千七百八十四名)の定員内職員と共に、開発事業完成のため精進しているが、定員内職員と比べあまりにも隔たりのある劣悪な労働条件にあるため、日夜、暗い気持でいるから、すみやかにこれ等職員の全員を行政機関定員に加えた数に、定員法を改正せられたいとの請願。

第一五〇一号 昭和三十五年三月二十一日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市西館町四八山川豊一外一名

紹介議員 東隆君

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第一五六二号 昭和三十五年三月二十二日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道檜山郡江差町字豊川町六三 西川勇

紹介議員 吉江勝保君

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第一五四三一号 昭和三十五年三月二十八日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道帯広市西五条南四丁目 伊井辰子外一

紹介議員 鶴園哲夫君

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

紹介議員 永岡光治君
請願者 北海道函館市海岸町一二七梅田力松外一名

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

二七

紹介議員 井川伊平君

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

二八

化に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市海岸町一二七梅田力松外一名

二七

梅田力松外一名

二八

化に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市海岸町一二七梅田力松外一名

二七
梅田力松外一名
二八

行政機関勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者

東京都世田谷区東玉川
町一五七 伊藤清

紹介議員

安井 謙君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第一五五八号 昭和三十五年三月二十二日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者

山梨県韮崎市穂坂町
男 四、二七六 大柴東洋

紹介議員

吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第一四八九号 昭和三十五年三月十九日受理

元琉球政府等職員の奄美群島分離期間中の恩給年限通算に関する請願

請願者

鹿児島県大島郡伊仙村
紹介議員 西郷吉之助君

元琉球政府等の職員に対し、その在職期間が分離前もしくは分離後に引き続いている場合には、恩給に関する法令の適用を受け通算措置が講じられてい

るのに引きかえ、分離期間中に就職し、分離期間中に退職した場合には、勤続年数として通算されないということは片手落ちな措置であるから、奄美群島分離期間中の恩給年限通算について善処せられたいとの請願。

第一五三九号 昭和三十五年三月二十一日受理

国家公務員共済組合法によると、かつての満州国政府から招へいされて内地官署に再び勤務した者

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 秋田市西根小屋町一ノ
一三教育会館内秋田県
寒冷積雪地給与対策協議会内 湯沢一男

紹介議員 横川 正市君

昭和二十四年法律第二百号による寒冷地手当の支給額は、本俸の月額と扶養手当の月額との合計額の八割を最高額とする範囲内で支給されているが、現実の生計費の増加を補てんするには不十分な状態にあり、薪炭費も逐年値上げをみているから、公務員の生活実態を考慮して、寒冷地手当の増額（現行五級地の八割を十割にする）を今次国金において実現せられたいとの請願。

第一五七七号 昭和三十五年三月二十二日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 秋田県本荘市表尾崎町
由利教育会館内秋田県
教組本荘由利支部内

紹介議員 鈴木 謙君

この請願の趣旨は、第一五三九号と同じである。

第一六三三号 昭和三十五年三月二十四日受理

旧滿州国政府日系官吏在職期間を国家公務員共済組合法上の職員在職期間に通算するの請願

紹介議員 田中 高橋ワカ
一君

この請願の趣旨は、第一五三九号と同じである。

昭和三十五年四月十一日印刷

昭和三十五年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局